

特許庁委託事業

ミャンマーにおける模倣品流通実態調査

2021年3月

独立行政法人日本貿易振興機構

バンコク事務所

# 目次

<b>I. 模倣品をはじめとした知的財産権侵害品の定義</b> .....	1
1.1 模倣品とは .....	1
1.2 侵害行為の種類 .....	1
1.2.1 施行が予定される知財 4 法における侵害行為 .....	1
1.2.1.1 商標法上の侵害行為 .....	1
1.2.1.2 著作権法上の侵害行為 .....	2
1.2.1.3 意匠法上の侵害行為 .....	3
1.2.1.4 特許法上の侵害行為 .....	3
1.2.2 現行法における侵害行為 .....	3
1.2.2.1 憲法 .....	4
1.2.2.2 刑法 (Penal Code) .....	4
1.2.2.3 商品標章法 (Merchandise Marks Act) .....	4
1.2.2.4 海事税関法 (Sea Customs Act) .....	4
1.2.2.5 特定救済法 (Specific Relief Act) .....	4
1.2.2.6 コモンローによる商標の保護 .....	5
<b>II. 管轄・関連機関及びそれぞれの所掌範囲、権限</b> .....	6
2.1 知財 4 法に基づく機関 .....	6
2.1.1 中央委員会 (Central Committee) .....	6
(ア) 構成 .....	6
(イ) 職責及び権能 .....	7
2.1.2 知的財産権機関 (Agency of Intellectual Property Rights) .....	7
(ア) 構成 .....	7
(イ) 職責及び権能 .....	8
2.1.3 知財局 (Intellectual Property Department) .....	9
2.1.4 知的財産権裁判所 .....	9
2.2 知財 4 法の制定以前から存在する機関 .....	9
2.2.1 税関 .....	9
2.2.2 警察 .....	10
2.2.3 裁判所 .....	10
2.2.4 消費者情報申立機関 (CICC: Consumer Information Complaint Center) .....	11
2.2.5 違法貿易撲滅指導委員会 (Combating Illegal Trade Leading Committee) .....	11
<b>III. 政府の最近の政策・動向、主な法改正</b> .....	12

3.1	商標法の施行に向けた知財庁のソフトオープンと優先出願の受付開始 .....	12
3.2	知財 4 法の施行に伴う制度の変更 .....	12
3.3	IP ENFORCEMENT WORKING GROUP 設置の動き .....	12
<b>IV.</b>	<b>ミャンマーの知的財産権エンフォースメント .....</b>	<b>13</b>
4.1	現行制度上採りうるエンフォースメント .....	13
4.1.1	警告書の送付 .....	13
4.1.2	新聞広告の掲載 .....	13
4.1.3	民事上、刑事上のエンフォースメントの規定 .....	13
4.1.3.1	刑法 (Penal Code) .....	13
4.1.3.2	商品標章法 (Merchandise Marks Act) .....	14
4.1.3.3	海事税関法 (Sea Customs Act) .....	14
4.1.3.4	特定救済法 (Specific Relief Act) .....	14
4.2	知財 4 法 (未施行) に基づくエンフォースメント .....	15
4.2.1	税関によるエンフォースメント .....	15
4.2.1.1	商標法第 21 章「税関による標章に関連する権利の保護」 .....	15
4.2.1.2	著作権法第 21 章「税関による著作権又は著作隣接権の保護」 .....	16
4.2.1.3	日本の制度との比較 .....	16
4.2.2	裁判所による権利の保護 .....	16
4.2.2.1	商標法第 22 章「標章の権利侵害に関する知的財産権裁判所の権限」 .....	17
4.2.2.2	意匠法第 22 章「意匠権の権利侵害に関する知的財産権裁判所の権限」 .....	17
4.2.2.3	特許法第 23 章「特許権侵害に関する知的財産権裁判所の権限」 .....	18
4.2.2.4	著作権法第 22 章「著作権又は著作隣接権侵害に関する知的財産権裁判所の権限」 .....	18
<b>V.</b>	<b>政府による摘発・処分の実績 .....</b>	<b>19</b>
<b>VI.</b>	<b>並行輸入の可否について .....</b>	<b>20</b>
<b>VII.</b>	<b>ミャンマー市場における模倣品の実態 .....</b>	<b>21</b>
7.1	模倣品販売の実態 .....	21
7.1.1	腕時計 .....	21
7.1.2	DVD .....	21
7.1.3	携帯電話及びそのアクセサリ (充電機器、ケース、ヘッドフォン、モバイルバッテリー、スピーカー等) .....	23
7.1.4	一般家電 (炊飯器、照明、アイロン及び他の一般的な家電機器等) .....	25
7.1.5	化粧品及び医薬品 (石鹸、ローション、シャンプー、口紅、肌用ホワイトニング商品等) .....	27
7.1.6	オートバイ .....	29

7.1.7	自動車及び/又はこれらの部品（交換部品（オイルフィルター、オイル、ブレーキパッド、ヘッドライト、油圧ホース、タイヤ、ホイールキャップ、及び他のアクセサリ等））	31
7.1.8	食料品及び飲料	32
7.1.9	衣類・履物及びアクセサリ類（ブランド品（サンダル、シャツ、小物入れ、財布、及びサングラス等））	34
7.1.10	スポーツ用品	36
7.2	模倣品の流通実態	38
7.2.1	模倣品の製造、組立	38
7.2.2	模倣品の地理的分布及び流通	38
7.2.3	模倣品の消費実態	39
7.2.4	ヤンゴンにおける模倣品の消費実態	42
7.2.4.1	セインゲハショッピングモール（Sein Gay Har Shopping Mall）	42
7.2.4.2	路面店舗 A	45
7.2.4.3	路面店舗 B	47
7.2.4.4	インセイン市場（Insein Market）	49
7.2.4.5	路面店舗 D	54
7.2.4.6	Bagaya 通り周辺	56
7.2.4.7	ルビーマート（Ruby Mart）	61
7.2.4.8	ガモンプウィン・ショッピングモール（Ga Mone Pwint Shopping Mall）	65
7.2.5	マンダレーにおける模倣品の消費実態	70
7.2.5.1	路面店舗 E	70
7.2.5.2	DVD ショップ（DVD Shop）	74
7.2.5.3	ゼージョー市場（Zay Cho Market）	76
7.2.5.4	路面店舗 F	79
7.2.5.5	路面店舗 G	82
7.2.5.6	路面店舗 H	84
7.2.5.7	路面店舗 I	86
7.2.5.8	路面店舗 J	89
7.2.6	ミャンマーにおける日本製品の模倣品（状況価格等）	91
7.2.7	模倣品使用に伴う損失及びリスク	92
<b>VIII.</b>	<b>現地で行われている啓発活動</b>	<b>93</b>
8.1	啓発活動例①	93
8.2	啓発活動例②	93
<b>IX.</b>	<b>ミャンマーにおける模倣品に対する企業の対策事例</b>	<b>95</b>

X. 模倣品が流通している（侵害された）企業に対するアドバイス .....	95
XI. 管轄機関の連絡先.....	96

## I. 模倣品をはじめとした知的財産権侵害品の定義

### 1.1 模倣品とは

模倣品とは、一般に特許権、実用新案権、意匠権、商標権を侵害する製品のことをいう<sup>1</sup>。ミャンマーでは、これらの知的財産権に関する法律が長らく実質的に存在しない状態が続いていたが、2019 年前半に成立し、現在、施行を待っている状態にある。

すなわち、2019 年に以下の表の通り商標法、意匠法、特許法、著作権法（以下「知財 4 法」という。）が成立した。これらの法律は、現在のところ施行日は未定であるが、商標法については 2021 年 4 月までに施行される可能性が高いと言われている。また、本調査時点（2021 年 1 月 31 日。以下同様。）において、知財 4 法に関する施行規則・ガイドライン等は未制定である。

	成立	施行日
商標法	2019 年 1 月 30 日	未定
意匠法	2019 年 1 月 30 日	未定
特許法	2019 年 3 月 11 日	未定
著作権法	2019 年 5 月 24 日	未定

### 1.2 侵害行為の種類

#### 1.2.1 施行が予定される知財 4 法における侵害行為

##### 1.2.1.1 商標法上の侵害行為

商標法上、商標権者は以下の行為を独占することができるとしており、かかる権利を侵害する行為が商標の侵害行為といえることができる（商標法 38 条(a)）。なお、同法は本調査時点においては、既に成立しているものの未施行である。

- a. 登録された標章と同一又は類似する記号を、当該標章が登録された商品又はサービスと同一又は類似する商品又はサービスに関連して使用するような、誤解を与え得る行為
- b. 登録された著名な登録標章、又は当該標章と同一若しくは類似する記号を、標章の権利者の同意を得ずに、①著名な標章の権利者と当該標章が使用された商品若しくはサービ

---

<sup>1</sup> 以下の特許庁のウェブサイト参照

<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/kenrishingai.html>

スとの関連性を示唆するような外観を有し、②かかる著名な標章の権利者の利益を害し得る態様で、異なる商品又はサービスに関連して使用する行為

上記の侵害行為の主な要件は、以下の図の通り整理することができる。

侵害行為となる商標の要件	同一又は類似の商品・サービスでの使用	異なる商品・サービスでの使用
著名な登録商標と同一又は類似	侵害行為に該当	以下の場合に侵害行為に該当 ① 著名な標章の権利者との関連性を示唆する外観を有し、 ② 著名な標章の権利者の利益を害し得る場合
著名以外の登録商標と同一又は類似	侵害行為に該当	侵害行為に該当せず

#### 1.2.1.2 著作権法上の侵害行為

著作権法上、権利者の許諾無く以下の行為を行うことは、法律が特に許諾した行為に該当しない限り、著作権の侵害行為に該当する（著作権法 18 条）。なお、同法は本調査時点においては、既に成立しているものの未施行である。

例えば、海賊版 DVD の製造販売は、以下の a. の複製及び c. の複製物の販売に該当するといえる。

- a. 複製
- b. 翻訳、翻案、編集、その他の方法による変更又は修正
- c. 原本若しくは複製物の販売、又はその他の方法による所有権の移転による公衆への頒布（著作者又は著作権者の承諾に基づいて販売その他の方法で所有権が移転した著作物の原本又は複製物については除外）

※ 公衆への頒布には、販売目的での輸入、インターネットへのアップロード、公衆への販売を含むとされている（同法 2 条）。

- d. コンピュータープログラム、動画著作物、映画著作物、レコードに含まれる文学的又は美術的著作物、データベース、記号による音楽著作物の原本又は複製物の公衆への貸与

（コンピュータープログラムに関して、プログラムそのものが貸与の主な内容でない場合は、貸与権は侵害行為に該当しない。）

- e. 公衆に対する実演

- f. 放送
- g. その他の方法による公衆への送信
- h. 自らが創作した文学的又は美術的著作物の編纂

#### 1.2.1.3 意匠法上の侵害行為

登録された意匠権（又はその主要な特徴）を複製した意匠を表現した製品について、他者が意匠の権利者の同意を得ずに商業目的で生産、販売又は輸入することが意匠権の侵害行為に該当する（意匠法 46 条）。

但し、①私的かつ非商業的な目的で行われる活動、②実験又は研究の目的で行われる活動及び③引用又は教育の目的で行われる複製は侵害行為に該当しない（同法 49 条）ほか、登録意匠についての権利は、意匠権利者又は意匠権利者に権限を付与された者により適法にミャンマー内で販売され又はミャンマーに輸入された、意匠を実施した製品には適用されないものとされている（同法 50 条）。なお、同法は本調査時点においては、既に成立しているものの未施行である。

#### 1.2.1.4 特許法上の侵害行為

法律が許容する場合（特許法 54 条）を除き、特許権者の同意なく、特許発明が物の場合、他人が当該物を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、又は輸入する行為、特許発明が方法の場合、他人がその特許を付与された製造方法を使用する行為、又は、その方法によって製造された物に関し、製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、又は輸入する行為が侵害行為とされている（同法 52 条(a)）。なお、同法は本調査時点においては、既に成立しているものの未施行である。

#### 1.2.2 現行法における侵害行為

ミャンマーは、1995 年 1 月に WTO に加入しており、加盟国として TRIPS 協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) の要求するレベルの法整備を行う義務を負っているが、現在は経過措置により履行が猶予されている状況にある（経過措置期間の期限は、2013 年 7 月 1 日から 2021 年 7 月 1 日に延長されている。）。

なお、以下の法律の他、1914 年 2 月 24 日に成立した著作権法が存在するが、古い法律で実際に運用されているとは言い難い。もっとも、侵害コピー (infringing copy) の販売、貸与は同法により禁止されており、罰則も定められている<sup>2</sup>ことから、無断複製の DVD 販売を違法とする一応の根拠とはなりうるであろう。また、特許及び意匠については、1946 年に特許及び意匠法 (“Myanmar Patents and Designs (Emergency Provisions) Act”) が成立するも、一度

---

<sup>2</sup> 同法本文 7 条 (b) で、1 コピー当たり 20 ルピー、当該取引の最高罰金額の上限が 500 ルピーとされている（同法施行時は、ミャンマーは英領インドの一部であったため、罰金がルピーで表示されている。）。



も発効されないまま 1993 年に廃止されている。

#### 1.2.2.1 憲法

ミャンマー憲法上、私的発明権及び特許権等の権利は保障された権利とされている(憲法 37 条(c)、327 条)。憲法上は侵害行為の態様までは明記されていないが、以下の法律が禁止する権利侵害行為の憲法上の裏付けとして機能するといえる。

#### 1.2.2.2 刑法 (Penal Code)

刑法は、商標の侵害行為として、虚偽の商標を使用した者は、詐欺的意図で行動していないことを証明しない限り、1 年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定され(刑法 482 条)、他人の商標を偽造した者は、2 年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定されている(同法 483 条)。また、偽造のための器具等の物品の製造・所持には 3 年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定され(同法 485 条)、虚偽の商標を付した商品等の販売や販売目的所持等については、3 年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定されている(同法 486 条)。

なお、刑法は、「特定の者の製品又は商品であることを示すために使用する標章を商標と称する」<sup>3</sup>と定義しており(同法 478 条)、商品標章法においても、かかる定義が準用されている(商品標章法 2 条(1))。

#### 1.2.2.3 商品標章法 (Merchandise Marks Act)

商品標章法 9 条 1 項は、上記刑法の定める侵害行為、すなわち刑法 482 条の虚偽の商標使用、同法 486 条の虚偽の商標を付した商品等の販売や販売目的所持等にかかる物品等について、裁判所が政府に指示 (direct) して差押えをできる旨規定している。

かかる差押えは、刑法上の処罰が有罪である場合のみならず、無罪 (acquittal) である場合にも行うことができ、有罪の場合のみならず、無罪で物の価値が 20,000 チャットを超える場合に、不服申し立てをすることができるとしている。

#### 1.2.2.4 海事税関法 (Sea Customs Act)

海事税関法 (Sea Customs Act) 18 条(d)は、刑法の意味する偽造商標にかかる物品、商品標章法の意味する虚偽の商品表示にかかる物品の陸路及び海上からの輸入を禁止している。

#### 1.2.2.5 特定救済法 (Specific Relief Act)

特定救済法 54 条は、原告の財産(商標は、ここでのいう財産に含まれる。)に対する権利及び

---

<sup>3</sup> A mark used for denoting that goods are the manufacture or merchandise of a particular person is called a trademark

その享有が被告により侵害され、又はそのおそれがある場合で、侵害行為により生じ、若しくは生じようとしている実際の損害額を算定する基準が無い場合、又は金銭賠償が十分な救済とならない場合等の事情があれば、裁判所は差止処分をすることができるとしている。

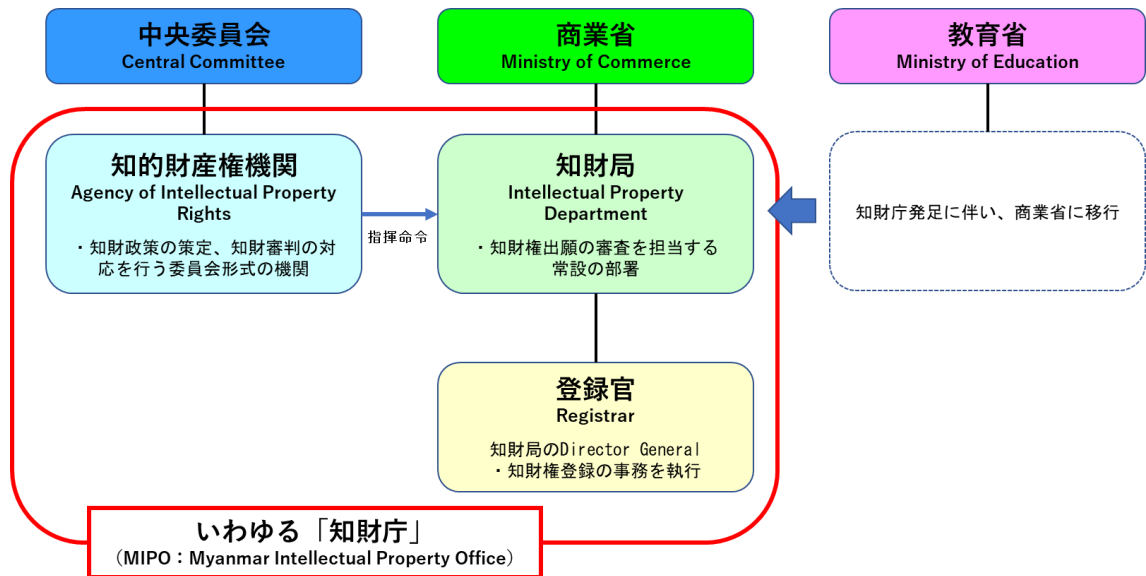
#### 1.2.2.6 コモンローによる商標の保護

上記に加え、ミャンマーではコモンローによる商標の保護がなされていると一般に言われている。すなわち、1908年に成立した登記法に基づき、農業灌漑省土地記録局（Settlement and Land Records Department）管轄の権利・保証登録官室（Office of Registrar of Deeds and Assurances（ORD））において登録することが認められており（登記法18条(f)、Direction 13 of the Registration Act）、加えて新聞に商標警告（Trademark Caution）を掲載することにより使用の事実を周知することが行われている。かかる ORD での登録、商標警告が行われている商標を第三者が無断で使用すれば、商標権侵害に該当すると解されている。但し、このような ORD での登録及び商標警告による商標の保護は、商標法施行後は失われるため注意が必要である。

## II. 管轄・関連機関及びそれぞれの所掌範囲、権限

### 2.1 知財4法に基づく機関

知財4法により設立され又は設立が予定されている機関は、以下のとおりである。なお、知財庁（MIPO: Myanmar Intellectual Property Office）は、以下の知的財産機関、知財局、及び登録官を合わせた呼称と解するのが通常と思われるが、本調査時点においては明確な定義があるわけではないため、異なる理解もありうると思われる。



知財庁は本調査時点においては、正式には発足していないが、2020年10月1日より、知財庁のソフトオープンとして、商標を既に使用している者による優先登録出願の受付を開始している。知財庁の正式オープンは、2021年前半であるといわれている。

#### 2.1.1 中央委員会（Central Committee）

知財4法では、知的財産権に関連する機能を監督するため、知的財産権の中央委員会を組成することとされている。この中央委員会は、2020年5月8日に成立している。

##### （ア）構成

その構成及び職位は、以下の通りとされている。

構成員	職位
副大統領	議長
商業省大臣	副議長
関連省庁の副大臣	構成員
その他適切な省庁の副大臣又は局長	構成員

知的財産専門家（4人を超えないものとする）	構成員
二人の非政府組織（NGO）代表者	構成員
大統領の任命した者	秘書官
知財局の局長 <sup>4</sup>	共同秘書官

(イ) 職責及び権能

中央委員会については、商標法、意匠法、特許法、著作権法のそれぞれにおいて、別個にその職責及び権能が記載されている（商標法 5 条、意匠法 5 条、特許法 5 条、著作権法 5 条）が、これらの法律の規定する中央委員会の職責及び権能のうち、共通する主なものは以下のとおりである。

- a. ミャンマーにおいて知的財産権に関連する機能を適正に発展させるために、知的財産権に関連する政策、戦略、及び事業計画を採用すること
- b. 知的財産権に関連する政策、戦略、及び事業計画の実施を監督すること
- c. 知的財産権の保護制度を通じ、ミャンマーの経済、外国投資、中小企業の経済の発展を促進及び振興するために指導を行うこと
- d. 知的財産権に関連する活動を発展させるため、人材に対する研修及び教育を促進すること
- e. 知的財産権の制度を発展させるため、及び当該制度が十分機能することを確実にするため、該当する政府の局、政府機関、その他機関、及び民間企業家と協働すること
- f. 必要な技術支援及びその他支援を得るために、地元及び外国の組織との協議を奨励すること
- g. 連邦政府により随時指定されるとおりに知的財産権に関連する活動を行うこと

2.1.2 知的財産権機関（Agency of Intellectual Property Rights）

知財 4 法では、知的財産権機関を組成することとされている。

(ア) 構成

その構成及び職位は、以下の通りとされている。

---

<sup>4</sup> Director General of the Department

構成員	職位
中央委員会の秘書官	議長
商業省及び知財庁に関連する省庁の局長	構成員
知的財産専門家（8人を超えないものとする）	構成員
非政府組織（NGO）代表者（5人を超えないものとする）	構成員
知財局の局長 <sup>5</sup>	秘書官
知財局の部署の長 <sup>6</sup>	共同秘書官

(イ) 職責及び権能

知的財産権機関については、商標法、意匠法、特許法、著作権法のそれぞれにおいて、別個にその職責及び権能が記載されている（商標法 8 条、意匠法 8 条、特許法 8 条、著作権法 8 条）が、これらの法律の規定する知的財産権機関の職責及び権能のうち、共通する主なものは以下のとおりである。

- a. 知的財産権に関連する活動を統括する。
- b. 知的財産権の制度を適正に発展させるために、知的財産権に関連する政策、戦略及び行動計画を中央委員会により指定されるとおりに実施し、かつ、人材に対する研修及び教育の活動を実施すること。
- c. ミャンマーが、加盟国として、知的財産権に関連する協定、条約、及び合意を締結できるよう、中央委員会に対して同機関の見解に関する情報を提供すること。
- d. ミャンマーが加盟国となっている知的財産権に関する協定、条約、及び合意の実施。
- e. 知的財産権に関し、該当する地元組織、国際機構、地域組織、及び加盟国と協力すること。
- f. 必要なワーキンググループを組成し、中央委員会の承認を得た上で、それらに知的財産権侵害についての訴訟提起を行う職責を割り当てること。
- g. 必要なワーキンググループを組成し、中央委員会の承認を得た上で、それらに知的財産権に関連する活動を行うように職責を割り当てること。
- h. 登録官の決定に対する審判請求に際して決議を採択すること。
- i. 連邦政府の承認を得た上で、中央委員会を通じ、本法に従って課される費用を指定すること。
- j. 知的財産権登録の承認に使用される印章を承認し、指定すること。

---

<sup>5</sup> Director General of the Department

<sup>6</sup> Officers-in-charge of divisions under the Department

- k. 進捗報告書及びその他要求される報告書を中央委員会に提出すること。
- l. 中央委員会に知的財産権についての年次報告書を提出すること。
- m. 中央委員会が随時指定するとおりに知的財産権に関連する活動を行うこと。

### 2.1.3 知財局 (Intellectual Property Department)

商業省に設置された常設の部局で、商標出願等の知財の審査を担当する部署である。

### 2.1.4 知的財産権裁判所

知的財産権裁判所とは、法律に基づき連邦最高裁判所により設立された知的財産権に関する事項を裁定するための裁判所、又は連邦最高裁判所により管轄権又は権限を付与された裁判所をいう（商標法 2 条(u)、意匠法 2 条(r)、特許法 2 条(t)、著作権法 2 条(nn)）。

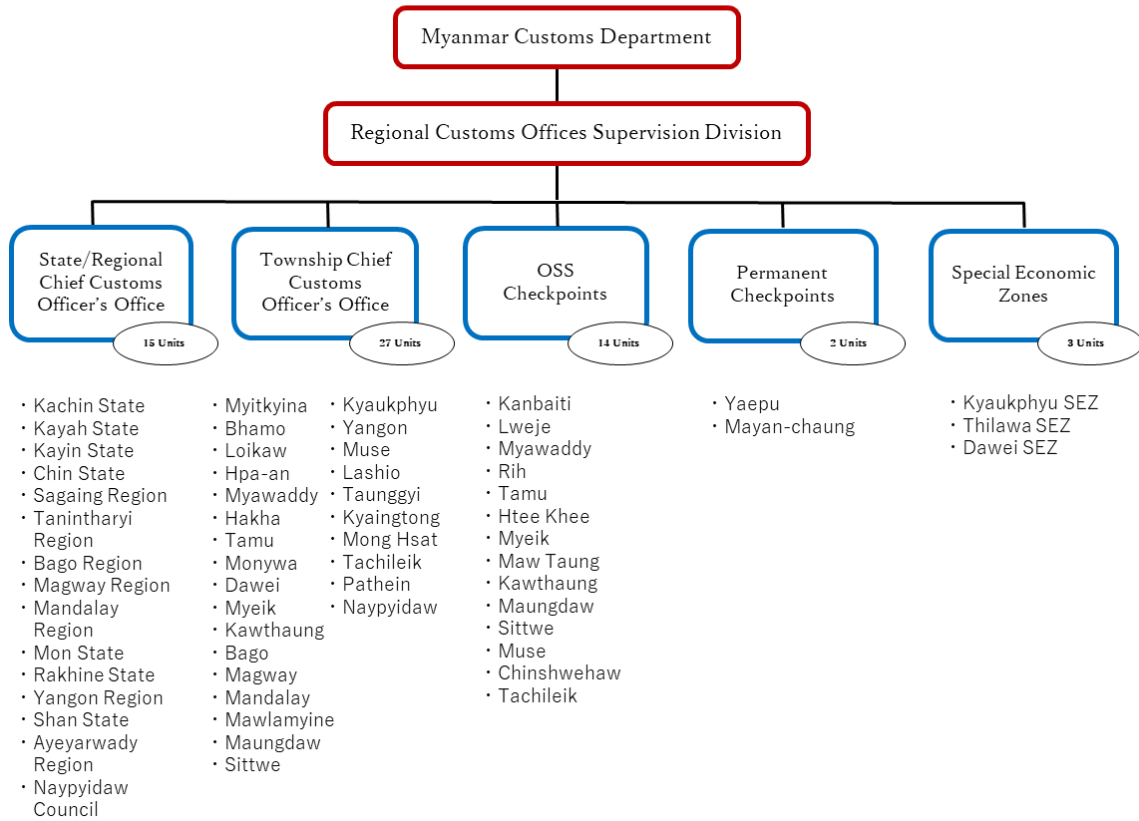
知的財産権裁判所は、本調査時点においては設立されていない。

## 2.2 知財 4 法の制定以前から存在する機関

### 2.2.1 税関

海事税関法 (Sea Customs Act) 18 条(d)は、刑法の意味する偽造商標にかかる物品、商品標章法の意味する虚偽の商品表示にかかる物品の陸路及び海上からの輸入を禁止している。税関の組織図については、以下のとおりである。

State/Regional and Township Customs Offices, OSS Checkpoints, Permanent Checkpoints and Customs Sections of Special Economic Zones Under the Regional Customs Offices Supervision Division



### 2.2.2 警察

刑法においては、虚偽の商標を使用した者は、詐欺的意図で行動していないことを証明しない限り、1年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定され（刑法 482 条）、他人の商標を偽造した者は、2年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定されている（同法 483 条）。また、偽造のための器具等の物品の製造・所持には 3 年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定され（同法 485 条）、虚偽の商標を付した商品等の販売や販売目的所持等については、3 年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定されている（同法 486 条）。このような刑法上の犯罪の場合は、法律上は警察が捜査をして立件することも想定される。

### 2.2.3 裁判所

特定救済法 54 条は、商標等に対する権利及びその享有が侵害され、又はそのおそれがある場合で、侵害行為により生じ、若しくは生じようとしている実際の損害額を算定する基準が無い場合、又は金銭賠償が十分な救済とならない場合等の事情があれば、裁判所は差止処分をすることができるとしている。

かかる請求については、現状では通常の裁判所で審理されるが、近い将来においては知財 4 法に基づき設立される知財裁判所 (2.1.4) により審理されることになることが予想される。

#### 2.2.4 消費者情報申立機関 (CICC: Consumer Information Complaint Center)

商業省消費者局に消費者情報申立機関が設置されている。同機関は、主として消費者保護法等で認められた消費者の権利を保護することをその任務としており、模倣品の取締りを直接の任務とするものではない。しかしながら、消費者から被害の申立てがあった場合、同機関が解決にあたるケースもあり、結果として模倣品の取り締まりにつながるケースもあるといえよう。

#### 2.2.5 違法貿易撲滅指導委員会 (Combating Illegal Trade Leading Committee)

副大統領をトップとし、関係省庁の大臣・局長・地方管区首長・ミャンマー商工会会長を含めた 26 名の委員で構成され、商業省貿易局が事務局を務める組織である。不正商品の貿易 (密輸) 阻止をその職務内容にするとされているが、その活動実態は明確ではない。



### Ⅲ. 政府の最近の政策・動向、主な法改正

#### 3.1 商標法の施行に向けた知財庁のソフトオープンと優先出願の受付開始

知財 4 法のうち、商標法は 2021 年前半に施行され、それと同時に知財庁が正式にオープンし、商標法に基づく商標出願の審査が開始される予定である。また、かかる正式オープンに先立って、2020 年 10 月 1 日より、知財庁のソフトオープンとして、既に商標を使用している権利者による優先登録出願の申請が開始されている。

旧制度下での商標使用の証拠（通常は、登録所（ORD: Office of Registration of Deeds）での登録証と全国紙での新聞広告（商標警告：Trademark Caution）が証拠となる。）を添付して優先登録を出願すれば、かかる使用時点を基準時とした優先権を主張することができる<sup>7</sup>。

#### 3.2 知財 4 法の施行に伴う制度の変更

知財 4 法の施行に伴う制度の変更については、4.2 以下を参照されたい。

#### 3.3 IP Enforcement Working Group 設置の動き

ミャンマーにおいては、模倣品への対処に関連する組織が、商業省（知財局・消費者局）、税関、警察、裁判所に分散しており、模倣品対策全体を統括する政府機関が存在しない実態がある。このような実態の下、日本企業を中心とした外国企業は、模倣品の問題について、どこに相談してよいのか分からない、迅速に摘発等が行われないという悩みを抱えている。このような問題を解決するべく、JETRO、JICA を中心として、知財 4 法を根拠とするミャンマーでの模倣品対策を統括する IP Enforcement Working Group を設立することの提案が行われている。知財 4 法を所管する商業省からは、かかる Working Group の設置に前向きな意向が示されており、今後、ミャンマーでの模倣品対策に中心的役割を果たすことが期待される。

---

<sup>7</sup> 旧制度、新制度の概要や登録に必要な手続については、以下の在ミャンマー日本大使館のウェブサイト参照されたい。

<https://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/japanese/news/2020/new-244.html>

## IV. ミャンマーの知的財産権エンフォースメント

### 4.1 現行制度上採りうるエンフォースメント

#### 4.1.1 警告書の送付

ミャンマーにおいて、まず最初に検討すべきエンフォースメントとして、弁護士等に依頼し模倣品を販売等している者に対して、警告書を送付してかかる行為を止めるように要求することが考えられる。

確かに、警告書の送付は、公権力の強制力を背景としたエンフォースメントではないが、後述の通り、公権力の助けを借りたエンフォースメントが、ほぼ機能していないミャンマーの現状に照らせば、外国企業としては、まず最初に検討すべき措置といえる。また、販売業者でさえ、正規品と模倣品の区別をあまり意識せずに販売が行われているケースもあるミャンマーの現状に照らせば、まずは、販売業者に対して、自らの模倣品の販売が、法律上許容されないものであることを認識させることが第一歩となると解される。

#### 4.1.2 新聞広告の掲載

ミャンマーにおいては、具体的案件に関し、当事者が自己の主張を全国紙に掲載することが一般に行われている。模倣品の流通が問題となっている事案においても、輸入者、販売者や問題となっている製品のロゴ、特徴などを新聞に掲載し、消費者に対して当該商品を購入しないように注意を喚起することが考えられる。なお、新聞広告において名指しされた輸入者、販売者は、反論の新聞広告を掲載してくることも想定されるため、十分な調査と方針検討の上、掲載を実施することが望ましいといえる。

#### 4.1.3 民事上、刑事上のエンフォースメントの規定

以下の各法律には、民事上、刑事上のエンフォースメントの規定が設けられている。しかしながら、本調査の過程においては、以下の規定が実際に使用されてエンフォースメントが行われた例は、ほとんど確認できなかった。本調査時点においては、以下の規定を活用して外国企業がエンフォースメントを実施することは、非常にハードルが高いと思われる。

##### 4.1.3.1 刑法 (Penal Code)

刑法においては、虚偽の商標を使用した者について、詐欺的意図で行動していないことを証明しない限り、1年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定され (刑法 482 条)、他人の商標を偽造した者には、2年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定されている (同法 483 条)。

偽造のための器具等の物品の製造・所持には 3 年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定されている (同法 485 条)。

虚偽の商標を付した商品等の販売や販売目的所持等については、除外事由に該当しない限り3年以下の禁固若しくは罰金又はその併科が規定されている（同法486条）。

#### 4.1.3.2 商品標章法（Merchandise Marks Act）

商品標章法9条1項は、上記刑法482条の虚偽の商標使用、同法486条の虚偽の商標を付した商品等の販売や販売目的所持等にかかる物品等について、裁判所が政府に指示（direct）して差押えをできる旨規定している。かかる差押えは、刑法上の処罰が有罪である場合のみならず、無罪（acquittal）である場合にも行うことができるとしている。

#### 4.1.3.3 海事税関法（Sea Customs Act）

海事税関法18条(d)は、刑法の意味する偽造商標にかかる物品、商品標章法の意味する虚偽の商品表示にかかる物品の陸路及び海上からの輸入を禁止している。

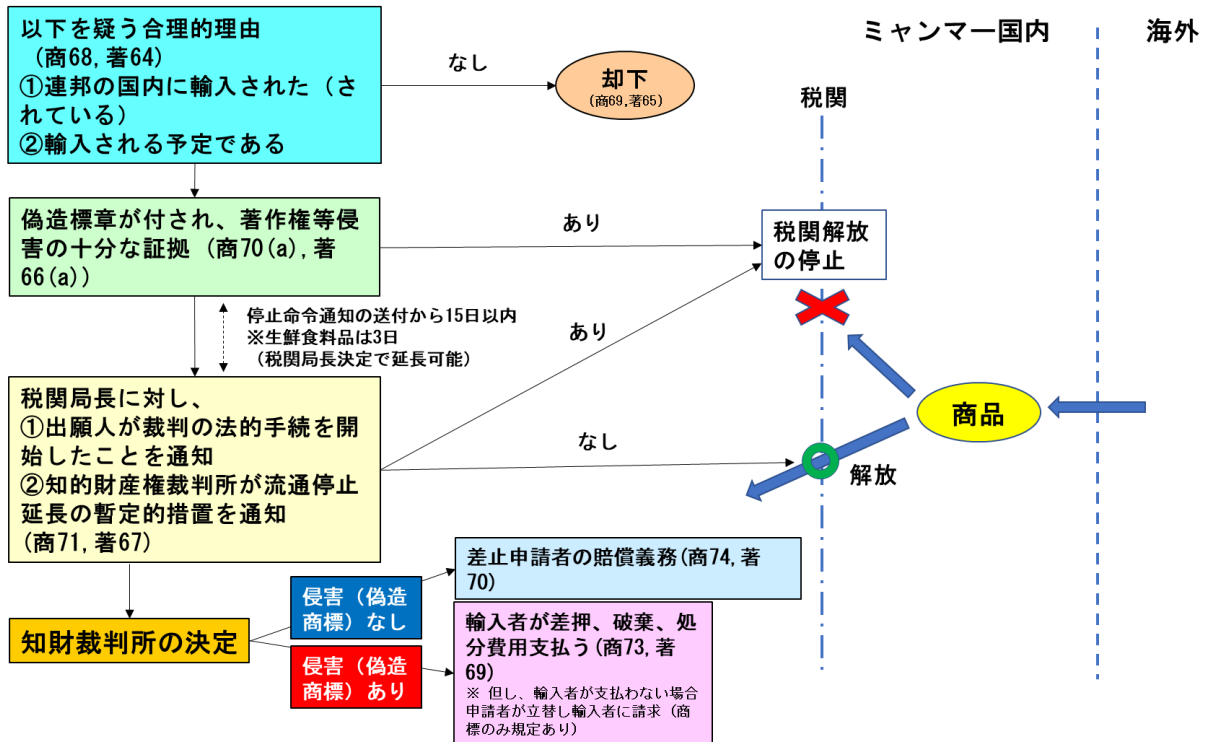
#### 4.1.3.4 特定救済法（Specific Relief Act）

特定救済法54条は、原告の財産（商標は、ここでいう財産に含まれる。）に対する権利及びその享有が被告により侵害され、又はそのおそれがある場合で、侵害行為により生じ、若しくは生じようとしている実際の損害額を算定する基準が無い場合、又は金銭賠償が十分な救済とならない場合等の事情があれば、裁判所は差止処分をすることができるとしている。

## 4.2 知財 4 法（未施行）に基づくエンフォースメント

### 4.2.1 税関によるエンフォースメント

税関によるエンフォースメントは、商標法、著作権法に規定があり、その手続の全体像は以下のとおりである。



※ 上記図は手続の全体像のイメージであり、個別の案件の検討に際しては、両法律のミャンマー語の原文に照らして検討する必要がある。

#### 4.2.1.1 商標法第 21 章「税関による標章に関連する権利の保護」

商標侵害に対する税関を通じたエンフォースメントの手続は、商標法第 21 章に規定されている。

まず、権利者は、偽造標章が付された商品について、①連邦の国内に輸入された、②輸入されている、③輸入される予定であることを疑う合理的な理由がある場合、税関局長に対して、停止命令の申請を行うことができる（商標法 68 条）。この申請に対して、税関局長は、30 日以内に、当該申請が受理又は却下された旨を通知する（同法 69 条(a)i.）。

申請書が受理された場合において、輸入された商品に偽造商標が付されているという十分

な証拠がある場合、税関局長は、当該商品の自由な流通への解放を停止する（同法 70 条(a)）。この停止命令通知を受けてから 15 日を超えない期間内に、①本案の裁判に繋がる法的手続を開始したこと、②裁判所が流通停止を延長する暫定的措置を講じたことのいずれかを通知しなかった場合には、当該商品は解放される（同法 71 条(a)）。

これらの措置に対して、停止命令を不服とする輸入者は、管轄の知的財産権裁判所に対して、当該事案を提示することができる（同法 72 条）。知的財産権裁判所は、30 日以内に、停止の期限の改訂、取り消し、又は追認をする（同条）。

そして、知的財産権裁判所が、偽造標章が付された商品であると決定した場合、輸入者は①差押え、②破棄、③処分の費用を支払うこととなる（輸入者が支払わない場合、申立人が一旦費用を立て替えた後、輸入者に請求する）（同法 73 条）。これに対して、偽造標章が付されていない旨の決定をした場合、申立人は輸入者に対して、損害賠償金を支払うこととなる（同法 74 条）。

#### 4.2.1.2 著作権法第 21 章「税関による著作権又は著作隣接権の保護」

著作権法第 21 章に定められた手続は、上記商標法第 21 章（4.2.1.1）に定められた手続とほぼ同内容である。

もともと、知的財産権裁判所が著作権等を侵害する物品であると判断した場合、輸入者は、①保管、②破棄、③処分のための費用を税関に納付しなければならないが、商標法 73 条と異なり、輸入者が支払わない場合に申立人が一旦費用を立て替えるとの規定はない（商標法 69 条）。

#### 4.2.1.3 日本の制度との比較

日本でも、税関による権利の保護（水際措置、Border Measure）は、日本の関税法及び不正競争防止法に規定されている。特に、関税法 69 条の 11,1 項 9 号では、輸入してはならない貨物として「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品」を掲げており、知的財産権を侵害する物品が広く規制されている。

これに対してミャンマーの知財 4 法では、税関による権利の保護が明記されているのは商標法及び著作権法のみとなっている。これは、TRIPS 協定 51 条で、加盟国は商標権と著作権を侵害する物品について、税関当局による物品の解放の停止を規定するとされていることと呼応するものと解される。

#### 4.2.2 裁判所による権利の保護

#### 4.2.2.1 商標法第 22 章「標章の権利侵害に関する知的財産権裁判所の権限」

商標侵害に対する裁判所を通じたエンフォースメントの手続は、商標法第 22 章に規定されている。権利者は、裁判所に関する手続として、①仮処分の申立、及び②刑事又は民事裁判の提起という 2 つの手段を採ることができる（商標法 77 条）。

まず、①仮処分の申立に関しては、権利者が行った仮処分の申立てに対して、知的財産権裁判所は、(i)差止命令、(ii)証拠保存命令、(iii)税関による停止命令の訂正・取り消し・支持の仮処分を行いつつ、命令を下すことを決定することができる（同法 79 条(a)）。

この仮処分の執行の日から設定された合理的な期限内（期限が設定されなかった場合は 30 日以内）に民事訴訟が開始されなかった場合、知的財産権裁判所は、被告の要請があれば、仮処分の効果を取り消し又は停止することができる（同法 79 条(d)）。

そして、知的財産権裁判所が、標章についての権利が侵害されていない、又は標章についての切迫した権利侵害の危険が存在しないと判断した場合、被告の要請により、申立人に対して賠償金の支払い命令がなされる（同法 79 条(e)）。

次に、②民事裁判の提起について、知的財産権裁判所は、(i)標章を侵害する輸入品の流通を防止するための差止命令、(ii)標章の侵害に関する損害賠償金の支払命令（権利者の要した出費分の支払いを含む）、(iii)標章を侵害する商品の破棄・処分の命令、(iv)権利侵害商品の作成にかかる素材及び道具を破棄・処分させる命令を下すことができる（同法 81 条）。

これに対して、標章の侵害を不当に主張したことが判明した場合、申立人は、損害を被った被告に対して損害賠償責任を負う（弁護士費用及びその他費用等の訴訟費用を含む）（同法 82 条）。

なお、②刑事裁判に関して、知的財産権裁判所が罰金を科した場合、当該罰金について、権利を侵害された当事者に対して損害賠償金として支払うことを命じることができる（同法 84 条）。また、民事訴訟において損害賠償を認める判決又は命令を下した場合、支払済の賠償金と、同法 84 条による金銭的救済を相殺することができる（同法 85 条）。

#### 4.2.2.2 意匠法第 22 章「意匠権の権利侵害に関する知的財産権裁判所の権限」

意匠法第 22 章に定められた手続は、上記商標法第 22 章（4.2.2.1）に定められた手続とほぼ同内容である。

もともと、商標法においては、①権利者の同意を得ていない者による権利の行使について、

標章に関する権利の侵害とみなすこと、②未登録の著名な標章と同一又は類似の標章を権利者の同意を得ずに使用する行為について、公衆に誤解を与え得る行為とみなすとの規定（以下「みなし侵害の規定」という）があるが（商標法 78 条）、意匠法においては、これと同様の規定は見受けられない。

また、商標法においては、刑事裁判の提起が規定されており（商標法 77 条(b)）、これに伴う罰金と損害賠償金との調整が規定されているが（同法 84 条及び 85 条）、意匠法においては、これと同様の内容は規定されていない。

#### 4.2.2.3 特許法第 23 章「特許権侵害に関する知的財産権裁判所の権限」

特許法第 23 章に定められた手続は、上記商標法第 22 章（4.2.2.1）に定められた手続とほぼ同内容である。

もともと、意匠法と同様、商標法で規定されているみなし侵害の規定、刑事裁判の提起及びこれに伴う罰金と損害賠償金との調整規定は、特許法においては規定されていない。

#### 4.2.2.4 著作権法第 22 章「著作権又は著作隣接権侵害に関する知的財産権裁判所の権限」

著作権法第 22 章に定められた手続は、商標法第 22 章（4.2.2.1）に定められた手続とほぼ同内容である。

もともと、意匠法及び特許法と同様、商標法で規定されているみなし侵害の規定は、著作権法においては規定されていない。他方、刑事裁判の提起（73 条）及びこれに伴う罰金と損害賠償金との調整規定（79 条及び 80 条）は、商標法と同様に規定されている。

## V. 政府による摘発・処分の実績

ミャンマーにおける政府による模倣品の摘発・処分の実績について、一般的に公開されている情報は存在しない。

JICA 知的財産行政プロジェクトを通じた財務省関税局への照会により以下の内容の回答を得たが、このような極めて限定された場面を除いては、ミャンマー政府による模倣品の摘発・処分は行われていないものと思われる。

### Ya Pu ワンストップサービスでの対処事例 (Lasho Regional Office)

日付	物品	個数	処分
2017年5月17日	カシオ G-SHOCK・BABY-G	1,100	廃棄
2017年12月8日		680	廃棄
2019年11月1日		54	廃棄
同上	CITIZEN、LONGGINES、 OMEGA、ROLEX、 TITONI	946	廃棄



## VI. 並行輸入の可否について

本調査時点において、ミャンマー法上、正規品の並行輸入を制限する法的根拠はないものと解される。

JCCM 会員企業模倣品実態調査アンケート<sup>8</sup>の結果によれば、回答企業 35 社中、8 社 (22.9%) の企業が、自社製品のミャンマーへの並行輸入品の存在を認識していると回答している。同アンケート (複数回答可) では、ミャンマーへの並行輸入品の問題点について、以下の通りの回答がなされている。

安価でミャンマー国内で販売されるため、適正価格での販売が妨げられる。	6 社 (75%)
購入者や製品の所在地が不明のため、必要なアフターサービスが提供できない。	6 社 (75%)
並行輸入品についてもアフターサービスの提供を求められ、業務量が増大する。	4 社 (50%)
並行輸入品の販売者が、正規代理店かの如くビジネスを行っている。	3 社 (35.5%)
ミャンマー語での説明が添付されていない (ミャンマー語での表示義務が履行されていない) ため、事故の発生等を懸念している。	2 社 (25%)
劣悪な保管や消費期限切れ商品の販売など、販売方法の問題	1 社 (12.5%)
サービスが悪くブランドの評判を落とす。	1 社 (12.5%)

---

<sup>8</sup> 実施日：2020 年 12 月 3 日～21 日

実施方法：ミャンマー日本商工会議所加盟の全会員企業 433 社 (2020 年 12 月末現在) に対して、電子メールで回答を依頼する方法で実施。

有効回答数：35 社

## VII. ミャンマー市場における模倣品の実態

### 7.1 模倣品販売の実態

#### 7.1.1 腕時計

ミャンマーでは、腕時計は通常、市場やショッピングモールで販売されているが、その中には、模倣品が含まれている実態がある。例えば、ヤンゴン市内にある Sein Gay Har Shopping Mall の腕時計売り場では、G-SHOCK、Michael Kors、Daniel Wellington、Halei、RADO 等のブランド品の模倣品が販売されている実態が確認された。この売り場では、正規品は 10,000 円前後する G-SHOCK が US\$10、正規品は 20,000 円以上する Michael Kors の腕時計が US\$8、さらに、正規品は US\$2,000 以上する RADO の腕時計は 27,000 チャット（約 2,100 円）で、それぞれの模倣品が販売されている。主な購入者層は地元住民で比較的年齢の若い 10 代後半から 20 代である。

#### 7.1.2 DVD

違法にコピーされた映画の DVD の販売は、近年取り締まりが厳しくなっていることにより、ショッピングモールや店舗では販売は見られなくなっているが、ヤンゴン市内の一部地域で歩道脇に露店を出して海賊版 DVD が販売されている。取り締まりが厳しくなっても、DVD の正規品を買い求める消費者は少なく、安いコピー商品の方が、需要が高いのが現実である。

品質は、正規品と変わらない画質でコピーされているものから、テレビに映した映像をカメラで撮影したような画質の低いものまでである。値段は 1 枚 500 チャット（約 35 円）で、主な購入者層は地元住民から外国人まで幅広い。

露店で販売されている海賊版 DVD



### 海賊版 DVD を販売している露店の様子



#### 7.1.3 携帯電話及びそのアクセサリ（充電機器、ケース、ヘッドフォン、モバイルバッテリー、スピーカー等）

ミャンマーの若い年齢層に最も人気のある電子機器として挙げられるのは、携帯電話及びそのアクセサリである。2010年にはわずか1.2%、2013年でも13%だったミャンマーの携帯電話普及率は<sup>9</sup>、2018年には100%を上回るほど急激に加速したと言われている<sup>10</sup>。これほどまでの携帯電話普及率の急激な伸びの背景には、2014年に格安SIMカードの販売をきっかけに爆発的な携帯電話ブームが起こったこと、平均的な労働者の数か月分の給与に値する高額なパソコンやテレビの普及率が低く、携帯電話が国民の主要な情報源となっていることが考えられる。

ヤンゴン市内のある携帯アクセサリショップでは、正規品と一緒に安価な模倣品も多数販売されている。例えば、有名ブランドの有線イヤホンは、正規品は2,800円程度の値段だが、模倣品は3,500チャット（約300円）で販売されている。

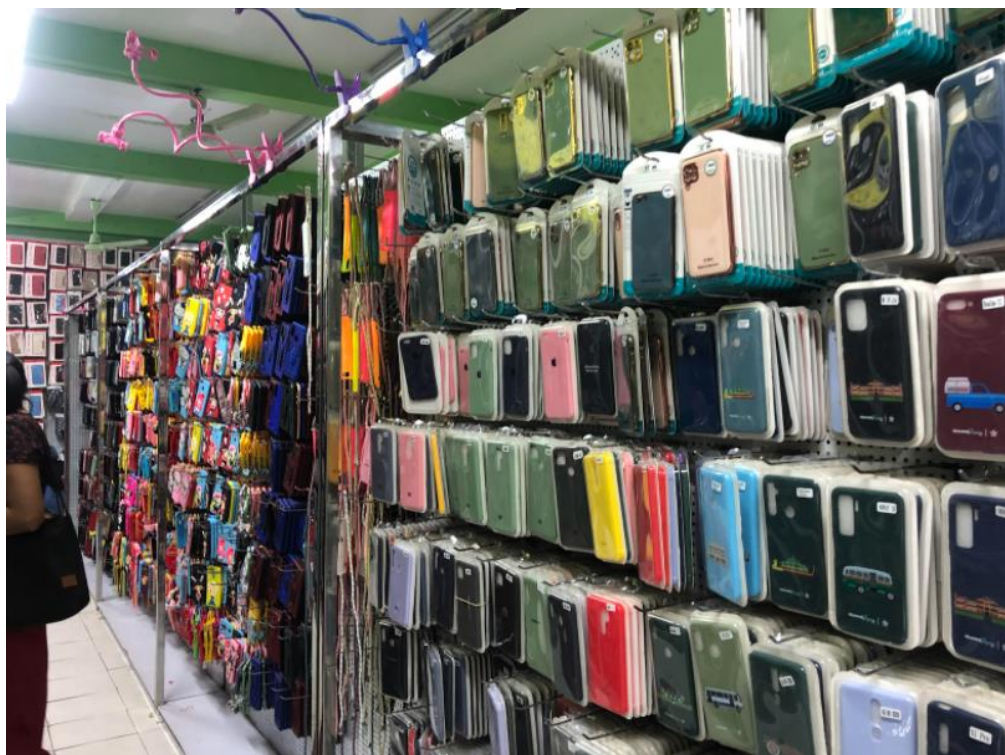
<sup>9</sup> [http://www.cicc.or.jp/japanese/kouenkai/pdf\\_ppt/pastfile/h30/180906-03.pdf](http://www.cicc.or.jp/japanese/kouenkai/pdf_ppt/pastfile/h30/180906-03.pdf)

<sup>10</sup> <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO56092980W0A220C2XR1000>

販売されている携帯電話アクセサリの近接撮影



売り場の様子



#### 7.1.4 一般家電（炊飯器、照明、アイロン及び他の一般的な家電機器等）

ミャンマーでも、一般家電の炊飯器、照明、アイロン及び他の一般的な家電機器等の家電製品のニーズは非常に高いと言えるが、家電製品の模倣品は市場で広く販売されており、消費者が「廉価版」を求めると、多くの店舗では模倣品を勧める。

このヤンゴン市内の路面店舗内にある家電製品ショップで販売されている写真の炊飯器は、24,000 チャット（約 2,000 円）で販売されている。

家電製品ショップで販売されている炊飯器



売り場の様子



7.1.5化粧品及び医薬品（石鹸、ローション、シャンプー、口紅、肌用ホワイトニング商品等）  
ミャンマーにおける化粧品及び医薬品の模倣品は、危険性が高い模倣品の代表例といえよう。スキンケア商品は直接身体に用いられるが、模倣品が危険又は不衛生な成分を含有している場合、人体にとって有害であり、特に自分が購入した化粧品や医薬品が模倣品であることに購入者が気付かない場合、購入者はそれらの被害を受ける可能性が高まるといえる。ミャンマーの食品医薬品局（FDA）は、定期的に薬局の抜き打ち検査を行い、無認可の医薬品が販売されていないかを確認しており、2019年に調査した薬局のうち3割が違法、未登録、期限切れ、偽物のいずれかに該当する薬を販売していたという<sup>11</sup>。

近年、化粧品の模倣品は、市場や店舗だけでなく個人が簡単に投稿できるフェイスブック上でも販売されている実態がある。商品は人気外国ブランドがほとんどであり、特に韓国製品の模倣品が多く出回っている。購入者は10～20代の若者が多く、商品を購入しても不正にラベルが張り替えられていたり、説明が外国語で書かれていたり（但し、日本ブランドの場合、日本人が読めば明らかに模倣品と分かる説明である。）するため、正規品と模倣品を見分けるのは購入者にとっては難しい。

ヤンゴン市内のある販売店では、ミャンマーと中国の国境に近いムセ市から商品を取り寄せて販売している。ここでは日本ブランドや、アメリカブランドの化粧品もあり、日本ブランドのフェイシャルトリートメントエッセンスは、正規品は20,000円以上するものがUS\$3で、アメリカブランドの口紅は正規品3,000円ほどするものがUS\$2で販売されている。

---

<sup>11</sup> [https://www.mmmtimes.com/news/three-pharmacies-suspended-selling-unlicensed-drugs.html?\\_\\_cf\\_chl\\_jschl\\_tk\\_\\_=7e598a65aa1c8e413b400b9260dc78c4ca549aa3-1608815495-0-ARCCegwei5Iin7ZII1BwfhdHp8wEc85Ac8XPf8eyuzyKxeR\\_YSVmrZlhf7HEke2V4nBaqY2DuOUXMvosXSmyo7sL2ZfT\\_wWnb2mL4FBec7CK3biBlZigTT9kjZk6XdTCGO\\_s2KMopmh-u4AT5AzdbE7HvOs34fCtCsNJ9CTxOESeEgNGtKqFcp7DyjNK29lekvVslbjVqCz-L9coRHs64yQojktOrKhLI17x7Ce2qjqVtHVMn9Cp3AGaXUB80bp-q9b9nsQX0UQMbBsbDEPjLdoIoseIrG1BwSsvpSuQ6N9jBCM9G\\_bUN2SKSBqRjZbrwUuwAPZ87Qa0eLUrxRNP6ksTesTe-0SqxNT3w16Rb4vFtXC17-CcdeDOckaUgeH\\_a0tqY2J\\_tAN68Cye\\_LizpzM](https://www.mmmtimes.com/news/three-pharmacies-suspended-selling-unlicensed-drugs.html?__cf_chl_jschl_tk__=7e598a65aa1c8e413b400b9260dc78c4ca549aa3-1608815495-0-ARCCegwei5Iin7ZII1BwfhdHp8wEc85Ac8XPf8eyuzyKxeR_YSVmrZlhf7HEke2V4nBaqY2DuOUXMvosXSmyo7sL2ZfT_wWnb2mL4FBec7CK3biBlZigTT9kjZk6XdTCGO_s2KMopmh-u4AT5AzdbE7HvOs34fCtCsNJ9CTxOESeEgNGtKqFcp7DyjNK29lekvVslbjVqCz-L9coRHs64yQojktOrKhLI17x7Ce2qjqVtHVMn9Cp3AGaXUB80bp-q9b9nsQX0UQMbBsbDEPjLdoIoseIrG1BwSsvpSuQ6N9jBCM9G_bUN2SKSBqRjZbrwUuwAPZ87Qa0eLUrxRNP6ksTesTe-0SqxNT3w16Rb4vFtXC17-CcdeDOckaUgeH_a0tqY2J_tAN68Cye_LizpzM)



日本ブランドの化粧水のコピー商品



アメリカブランドの口紅のコピー商品



## 売り場の様子



### 7.1.6 オートバイ

ミャンマー最大の都市ヤンゴンでは二輪車・バイクの走行が禁止されているが、それ以外の都市、特に第二の都市マンダレーでは、大多数の人がオートバイで移動している。ミャンマーでは、国民所得の向上により二輪車・バイクが急速に普及している。国内の二輪車登録台数は、2012年には累計200万台弱であったところから、年平均10～20%で成長し、2017年には520万台を超えている。その実態としては、中国やタイなどから違法に輸入され、登録されていない二輪車が多く存在している。<sup>12</sup>

中国との行き来が盛んなマンダレーに店舗を構えるオートバイショップでは、中国製のバイクが多数販売されている。ここでは日本ブランドのコピー製品も販売されていることが確認された。

---

<sup>12</sup> <https://msr-jp.com/sites/msr-jp.com/files/knowledge-events-docs/myanmar-motorbike-industry-report-1.pdf>

オートバイのコピー製品



売り場の様子



7.1.7自動車及び/又はこれらの部品（交換部品（オイルフィルター、オイル、ブレーキパッド、ヘッドライト、油圧ホース、タイヤ、ホイールキャップ、及び他のアクセサリー等））

2017年にミャンマー政府が中古車輸入を実質的に規制したことをきっかけに、新車販売台数が増加してきてはいるものの、依然としてミャンマーで走っている車の大多数が海外から輸入された中古車であり、定期的に部品交換が必要になる。車両の部品からアクセサリーまで全て海外からの輸入に頼っているミャンマーの現状では、純正部品は簡単に入手することは難しく、また、ミャンマーの一般の購入者にとっては値段が高いことがあり、多くの人が模倣品を購入する結果につながっている。

自動車部品で多く流通しているものとしては、オイルフィルター、オイル、ブレーキパッド、ヘッドライト、油圧ホース、タイヤ、ホイールキャップ、及び他のアクセサリー等がある。

マンダレー市内にあるカーアクセサリーショップでは、正規品と模倣品の両方を販売している。あるブランドのタイヤの正規品は1本10,000円以上するところ、この店では模倣品を55,000チャット（約4,500円）で販売している。

#### タイヤのコピー商品



## 売り場の様子



### 7.1.8 食料品及び飲料

ミャンマーでは、食料品及び飲料についても模倣品が多く流通しているが、消費者の多くが模倣品について知らないため、食料品及び飲料を購入する際、模倣品であることを気付かず購入しているケースが少なくない。また販売する側も同様に、模倣品を販売していることに気付いていないケースが多い。食料品及び飲料の模倣品の多くはタイ及び中国から流入してきている。正規品の購入を促すため、正規代理店等は消費者へ模倣品に対する注意喚起や正規品と模倣品の違いを説明する等の対策をしており、インターネットの情報をよく見ている若年層への意識付けは少しずつ進んでいるが、中高年層は気付かず購入していることが多いようである。

有名ブランドを模倣したと思われる調味料



売り場の様子



#### 7.1.9衣類・履物及びアクセサリ類（ブランド品（サンダル、シャツ、小物入れ、財布、及びサングラス等））

ミャンマーの一般消費者の間でも、衣類、履物及びアクセサリ類については、海外のブランド品の人気があるが、正規品が高価で購入することができない又は模倣品でも良いので安価で入手したいと考えている消費者の間では、模倣品が人気となっている実態がある。また、模倣品であることが分かっている在住外国人も、安価さと手軽さからミャンマー滞在中のみ使用する目的で購入するケースがある。これらの模倣品は、低品質の布、ずさんな縫製やサイズ、誤った又は不適切箇所にあるロゴ等、かなり品質が低い場合が多い。

ヤンゴン市内にあるショッピングモールでは、正規品に混じって模倣品が多数販売されている。例えば、有名ブランドを模倣したと思われるバッグが US\$13、財布が US\$7、スニーカーが US\$13 で販売されている。

バッグ売り場



財布売り場の様子





## スニーカー売り場



### 7.1.10 スポーツ用品

スポーツ用品の分野でも模倣品は数多く市場に出回っている。ここ5年程の間に、ヤンゴンには有名なブランドの旗艦店もでき、正規品を購入できる環境にはなっているが、その圧倒的な価格差から、引き続き多くの模倣品が販売されている実態がある。特にミャンマーではサッカーが盛んなことから、サッカー関連のスポーツ用品の需要が高い。以下の写真のユニフォームの模倣品は13,000チャット（約1,100円）で販売されている。正規品の価格は、オーセンティックユニフォームで約15,000円、レプリカでも10,000円程であるが、その10分の1程の値段で模倣品が販売されている。

売り場の様子



## 7.2 模倣品の流通実態

### 7.2.1 模倣品の製造、組立

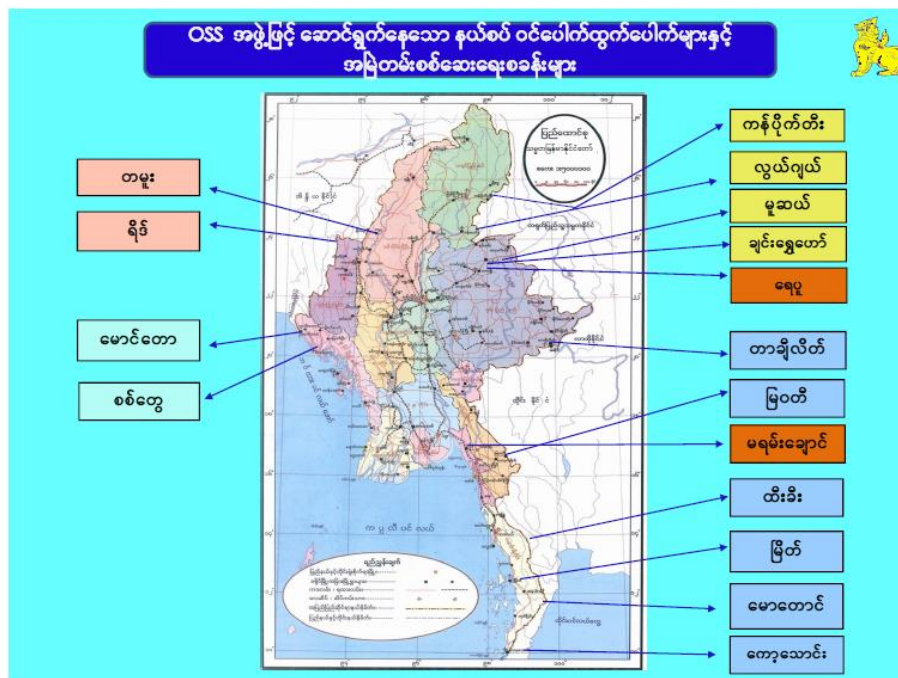
ミャンマー国内では模倣品の製造、組立を行う技術及びノウハウがないことから、ほとんどの模倣品が、国外（主に中国、タイ、ベトナム）で製造されたものと考えられる。

自動車については、ミャンマーでも正規品を購入した後の改造は行われているが、模倣品の製造には大規模な初期投資が必要となるため、製造は行われていないと考えられる。

バイクについては、中国の工場で製造された物が、陸路でミャンマー国内に運搬され、販売されていると考えられるが、国外で製造された模倣品を運搬に適した大きさまで組み立てを行った上でミャンマー国内に運び込み、模倣品販売店などで最終の組み立てを行っているケースもあるようである。

### 7.2.2 模倣品の地理的分布及び流通

ミャンマーは、中国、タイ、インド、バングラデシュと国境を接しており、税関の正規のチェックポイントは以下の通りであるが、国境を接している特に中国、タイとの間では、税関のチェックポイントを経ない密輸が横行していると言われている。また、国境付近を実質的に支配している少数民族が、税関のチェックポイントを経由しない輸入に関与しているとの情報もある。



出典：ミャンマー税関のウェブサイト (<https://www.customs.gov.mm/Local%20Offices>)

ミャンマー税関の隣国とのチェックポイント一覧

上記ミャンマー税関のウェブサイトには、以下の通りの税関のチェックポイントと隣接国が記載されている（以下の表は、上記地図右欄外の上から下、左欄外の上から下という順で記載されている。）。

税関のチェックポイント	隣接国
Kambaiti	China
Lweje	China
Muse	China
Chinshwehaw	China
Yaepu	-
Tachileik	Thailand
Myawaddy	Thailand
Mayan-Chaung	-
Htee Khee	Thailand
Myeik	-
Mawtaung	Thailand
Kawthaung	Thailand
Tamu	India
Rih	India
Maungdaw	Bangladesh
Sittwe	-

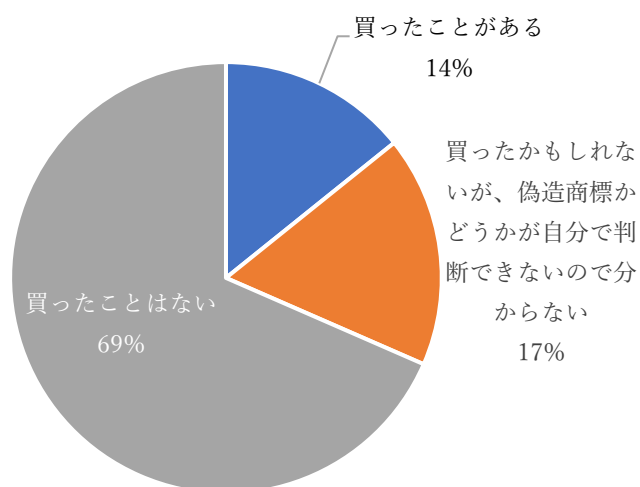
### 7.2.3 模倣品の消費実態

ミャンマーでは、正規品と模倣品の違いを理解していない小売業者、消費者も多く、正規品と模倣品が同一店舗又は同一ショッピングセンター内で販売されている実態も散見される。以下の JICA 知的財産行政プロジェクトが 2020 年に行ったミャンマーの一般消費者へのオンラインアンケート（2020 年 12 月・回答数 1,813）（以下、「JICA 一般消費者オンラインアンケート」という。）においても、ミャンマーにおいて、模倣品がミャンマーの消費者にとって身近なものとなってしまっている実態を見て取ることができる。また、消費者が模倣品かどうかを判断できないので、模倣品を購入したかどうかわからないという回答も 20%弱を占め、今後の一般消費者への啓蒙活動の重要性が裏付けられている。

購入した模倣品としては服飾品が最も多く、購入場所としては店舗が最も多いものの、EC サイトも多くを占めている。なお、JICA 一般消費者オンラインアンケートのより詳細な調査結果については、以下の JICA 知的財産行政プロジェクトのウェブサイトを参照されたい。

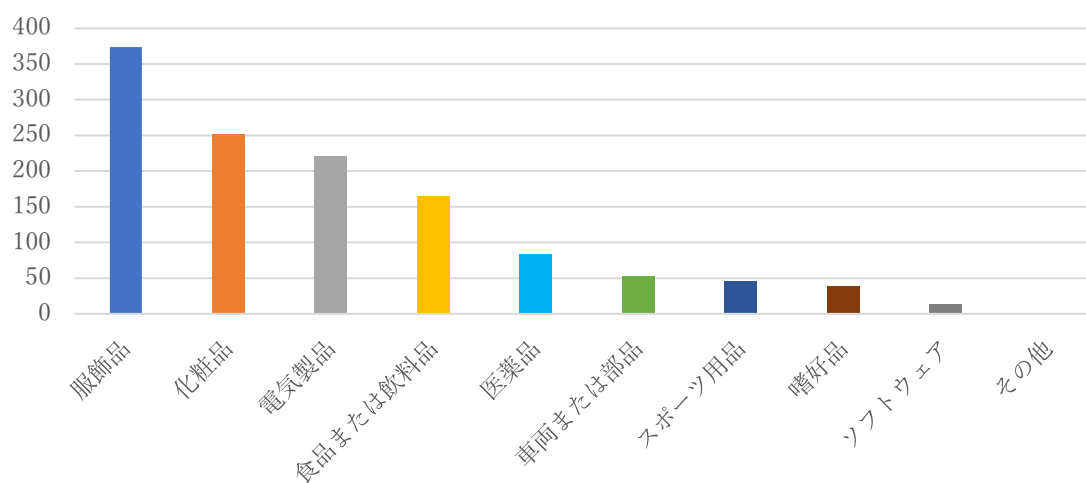
<https://www.jica.go.jp/project/myanmar/028/index.html>

Q:ここ1年間で模倣品（偽造商法が付された商品）を購入したことがありますか。



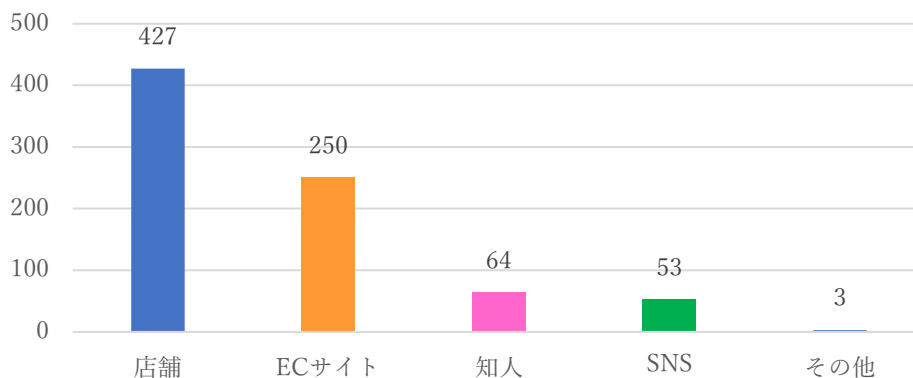
Q: あなたが買った模倣品の種類は何ですか？（複数回答可）

（縦軸は回答件数）



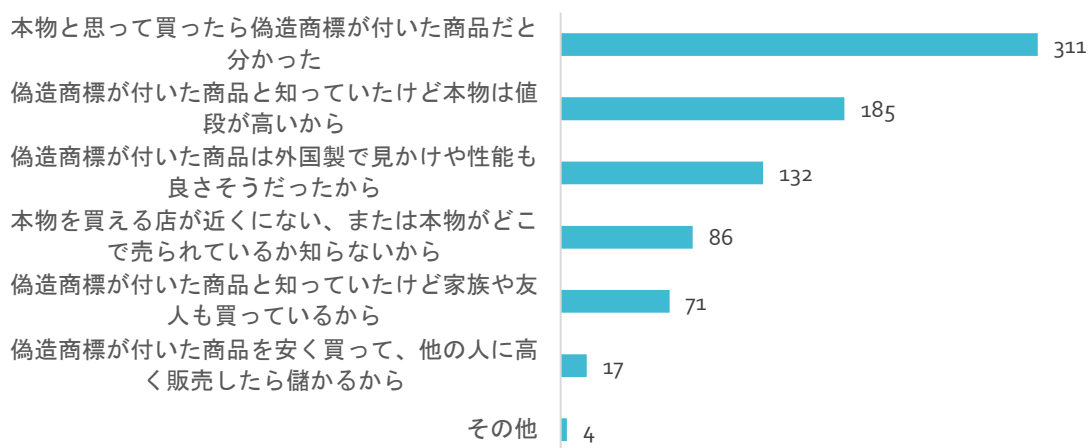
Q: あなたはその模倣品をどこで買いましたか？（複数回答可）

（縦軸は回答件数）



Q: (模倣品を購入したことがある、又は購入したかもしれないと回答した回答者に対して) あなたがその模倣品を買った理由で一番近いものに回答してください。

回答数 572



回答者の過半数が、本物と思って購入した後に模倣品であることを知ったと回答しており、多くの市民は、模倣品であることを知らずに購入している実態を見ることができる。

## 7.2.4 ヤンゴンにおける模倣品の消費実態

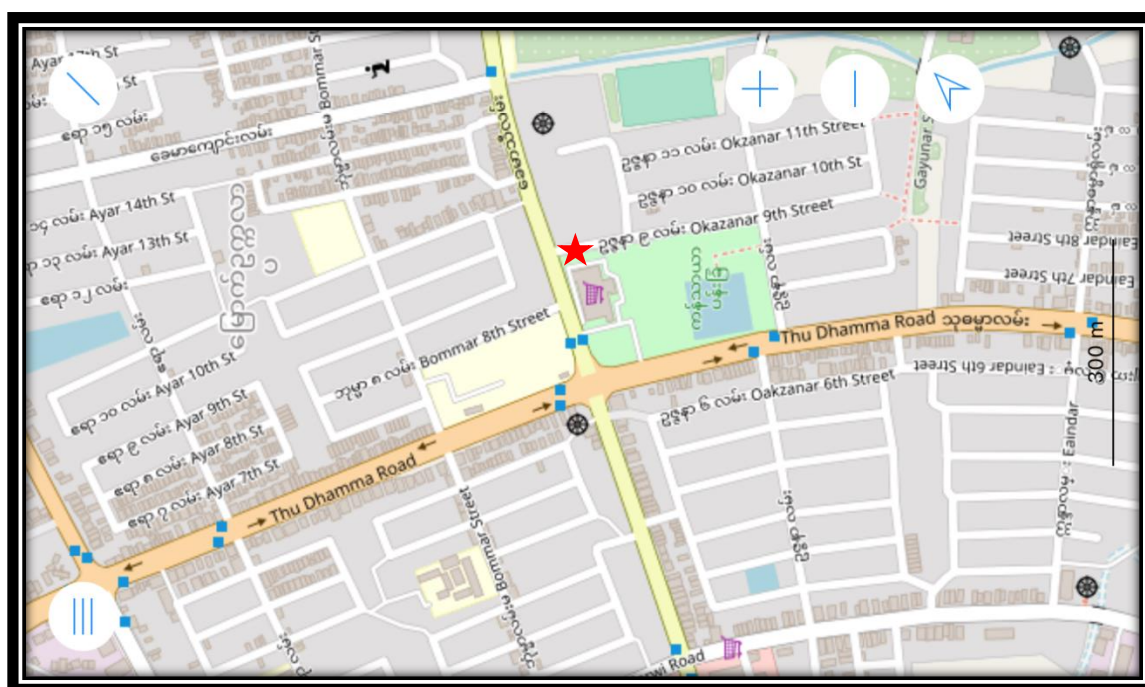
### 7.2.4.1 セインゲハショッピングモール (Sein Gay Har Shopping Mall)

場所：Kan Thar Yar Garden, Thudhamar Road, North Okkalapa Township, Yangon

紹介：Sein Gay Har Shopping Mall はヤンゴンでよく知られたショッピングモールである。このモール内では、主に食料品、衣料品、腕時計、一般家電等を販売している。正規品に混ざって模倣品も多数販売されている。日常の生活用品が一通り安価に購入できるため、地域住民の間で人気が高いモールである。

客層：ほとんどが地域住民

#### セインゲハショッピングモールのロケーション

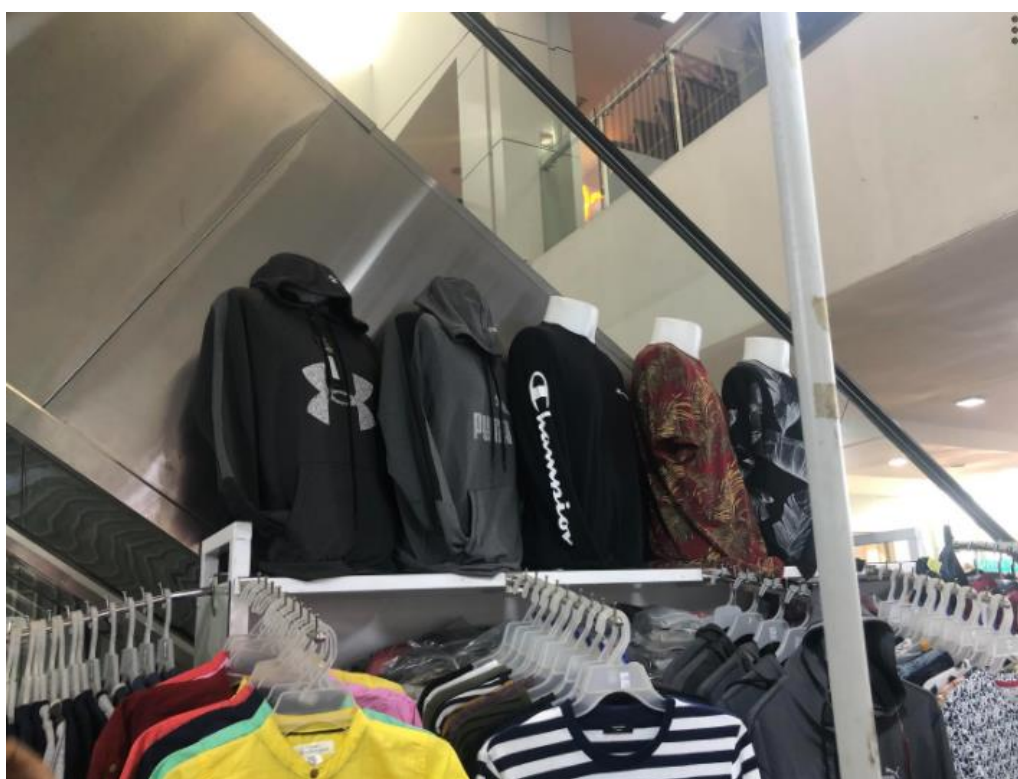


出典：Open Street Map

セインゲハショッピングモール正面



衣料品を販売するセインゲハショッピングモール内の店舗





腕時計や眼鏡を販売している店舗



腕時計の模倣品



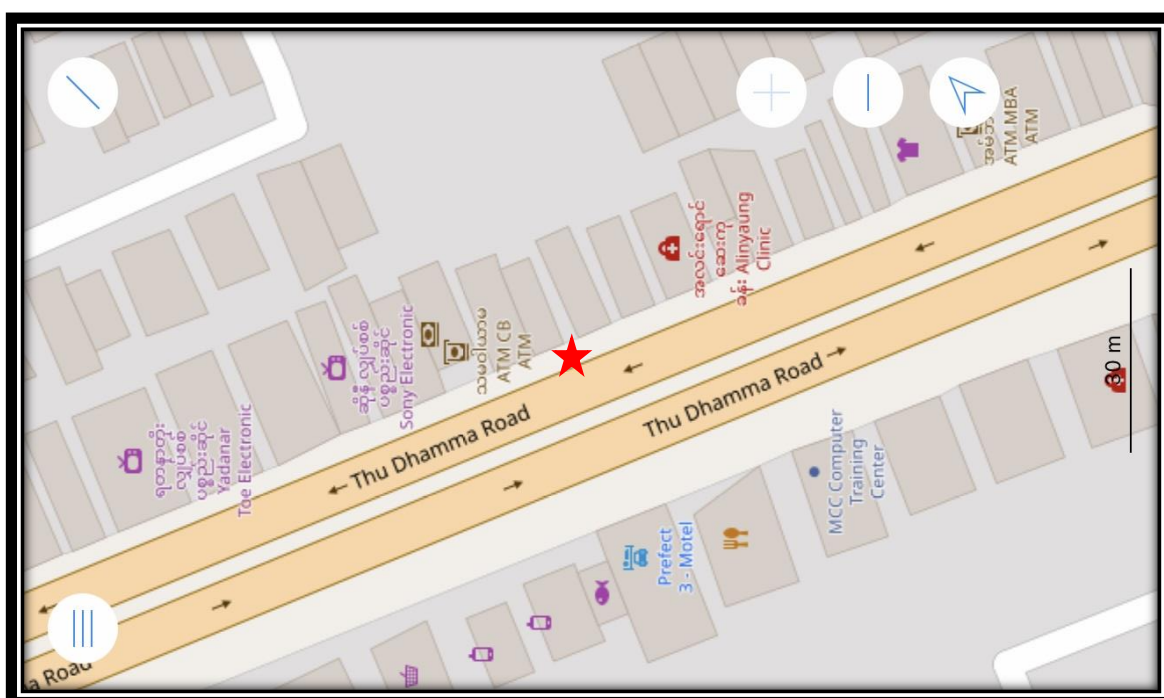
### 7.2.4.2 路面店舗 A

場所：North Okkalapa Township, Yangon

紹介：ヤンゴン市内に複数店舗を持つ小売店である。日用品や化粧品、衣料品（衣類、靴、カバン等）、携帯電話アクセサリの模倣品が販売されており、比較的年齢の若い地域住民がよく利用している。

客層：ほとんどが地域住民

#### ロケーション

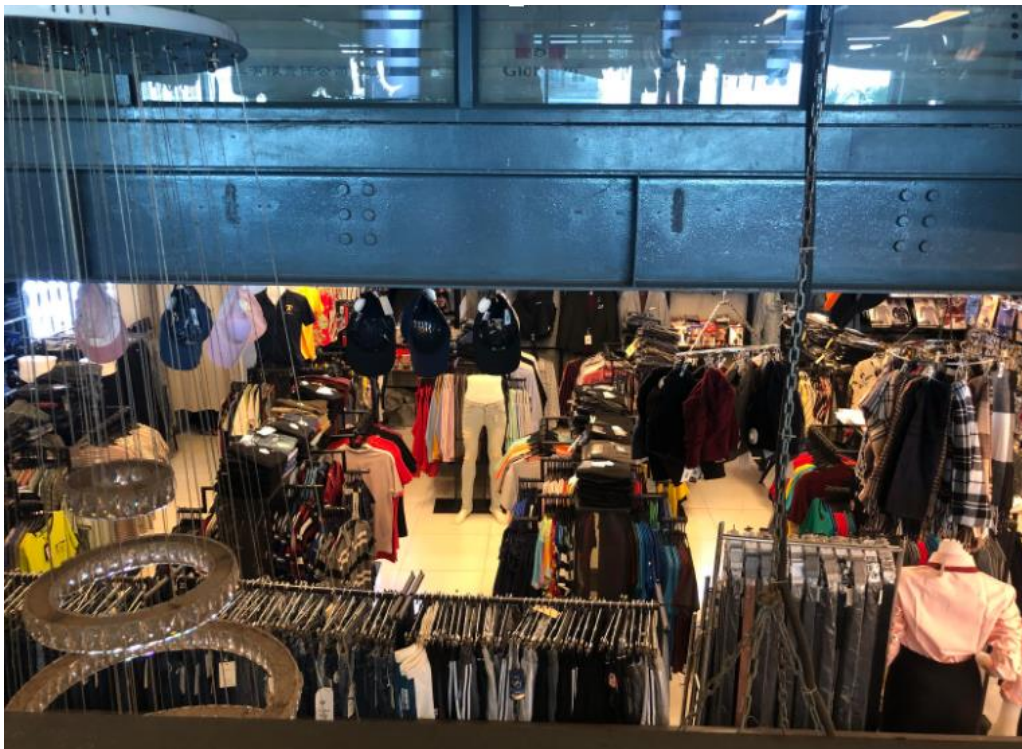


出典：Open Street Map

カバン、靴等を販売する店舗



若者向けの衣料品が販売されている



### 有名ブランドと思われるロゴ等が混在する模倣品バッグ



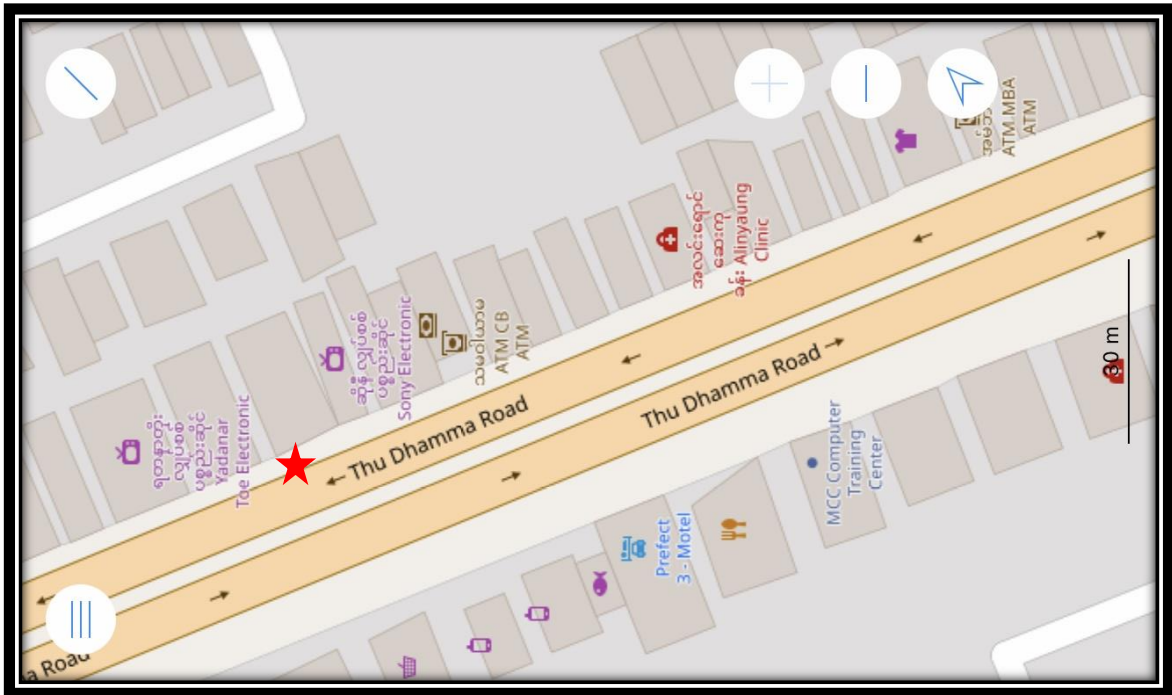
#### 7.2.4.3 路面店舗 B

場所：North Okkalapa Township, Yangon

紹介：ミャンマーと中国の国境近くにあるムセ市から商品を仕入れており、主に中国製の食料品や化粧品、電化製品が販売されている。これらの商品が格安で購入できることから、主に中高年層に人気が高い。

客層：ほとんどが地域住民及び小売業者

ロケーション



出典：Open Street Map

模倣品や中国製の化粧品が乱雑に陳列されている



### 有名ブランドを模倣したと思われるイヤフォン



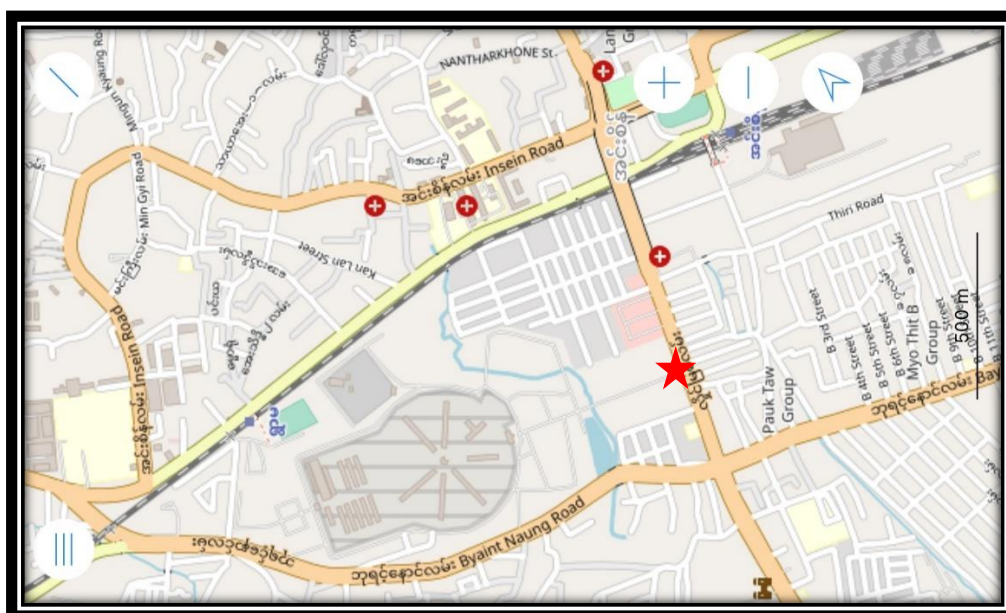
#### 7.2.4.4 インsein市場 (Insein Market)

場所：Hlaing River Road, Insein Township, Yangon

紹介：インsein市場は、生鮮食品、衣料品、化粧品、医薬品等を販売する店舗が軒を連ねる地元の市場である。衣料品や化粧品の模倣品が多数販売されている。

客層：ほとんどが地域住民

#### インsein市場のロケーション



出典：Open Street Map

インセイン市場正面



インセイン市場側面



模倣品のサンダルを販売するインセイン市場の店舗





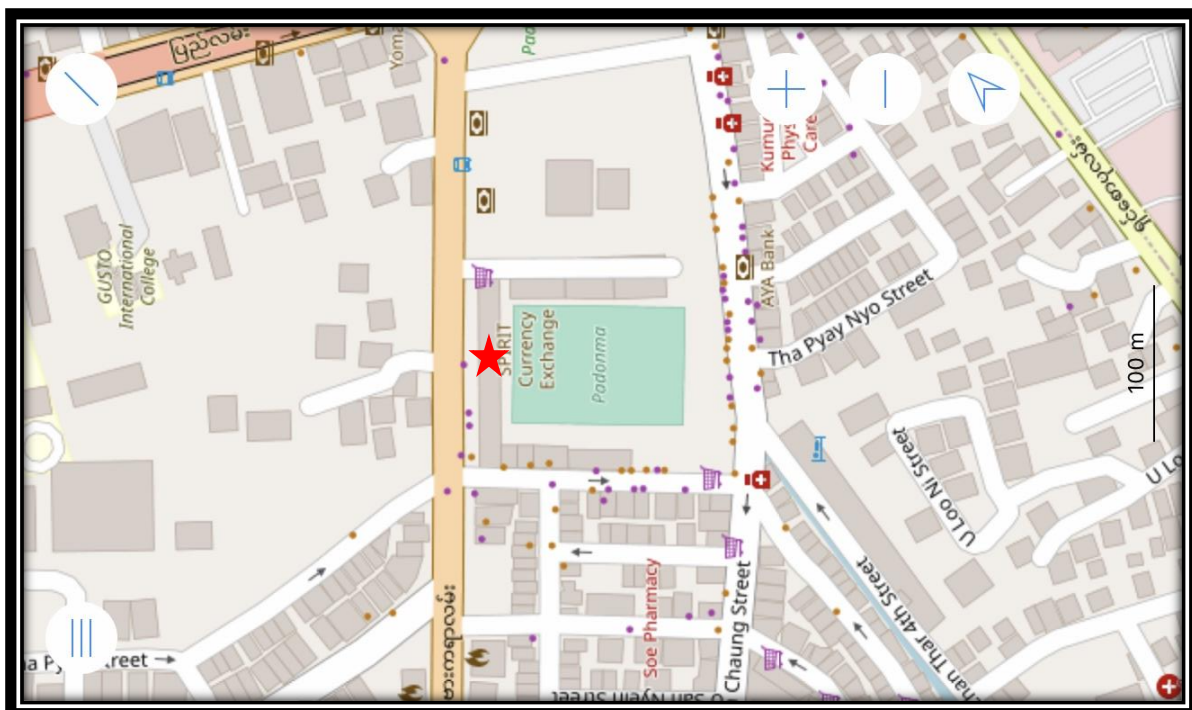
## 路面店舗 C

場所：Myaynigone Township, Yangon

紹介：携帯電話のアクセサリや化粧品を扱う大型の小売店であるが、多くの模倣品も混在している。衣料品、化粧品、文具、家電製品、携帯電話のアクセサリを格安で購入することができることから、特に若年層の地域住民に人気のある有名店である。

客層：ほとんどが地域住民

## ロケーション



出典：Open Street Map

化粧品の模倣品を販売する店舗



### 家電製品やキッチン用品等の売り場の様子



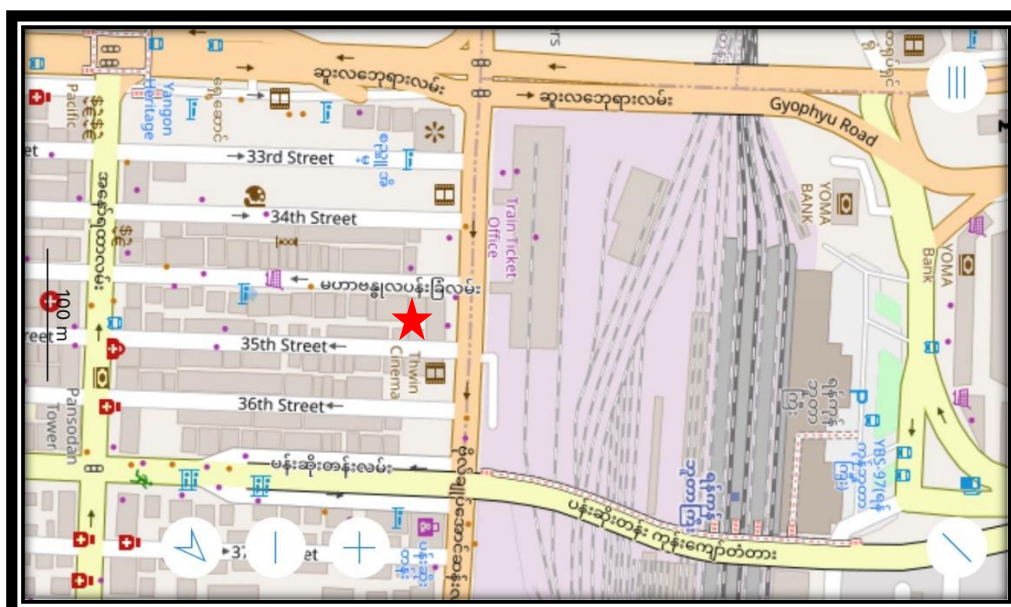
#### 7.2.4.5 路面店舗 D

場所：Kyauktada Township, Yangon

紹介：ヤンゴンのダウンタウンに位置するスポーツ用品専門店である。スポーツウェア、スポーツシューズ、ボール等が販売されており、その多くが模倣品である。

客層：地域住民及び小売業者

#### ロケーション



出典：Open Street Map

店内の様子



有名サッカーチームのユニフォームの模倣品は、若い男性に人気がある



#### 7.2.4.6 Bagaya 通り周辺

場所：Myaynigone Township, Yangon

紹介：Bagaya 通りには自動車部品を販売する店舗が軒を連ねている。自動車部品としては主にオイルフィルター、オイル、タイヤ、ホイールキャップ、ブレーキパッド、油圧ホース、及びその他アクセサリである。ミャンマーでは、自動車部品は大型ショッピングモールではなくこのような個人商店で購入するのが一般的であり、安価であることから模倣品も多く販売されている実態がある。

客層：地域住民

#### ロケーション



出典：Open Street Map

店舗内の様子



販売されているオイル



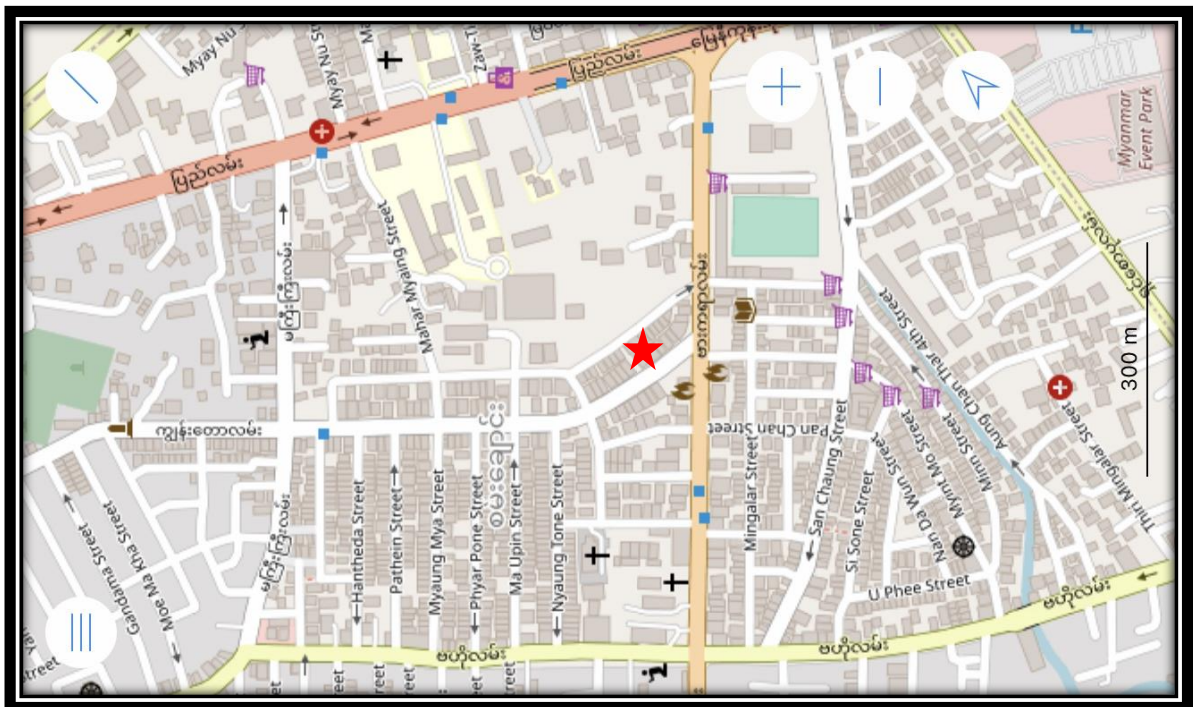
## ジュンドー通り (Kyun Taw Street)

場所：Kyun Taw Street, Sanchaung Township, Yangon

紹介：ジュンドー通りには自動車部品を販売する店舗が軒を連ねている。自動車部品としては主にオイルフィルター、オイル、タイヤ、ホイールキャップ、ブレーキパッド、油圧ホース、及びその他アクセサリーである。正規品に混ざって模倣品も販売されており、消費者が廉価品を求めた場合は、模倣品を勧められる。

客層：地域住民

## ジュンドー通りのロケーション



出典：Open Street Map

## ジュンドー通り



ジュンドー通り





ジュンドー通り沿いにある店舗の中の様子



店舗内で販売されている車両部品やアクセサリ一類



ヘッドライトが無造作に積み上げられている



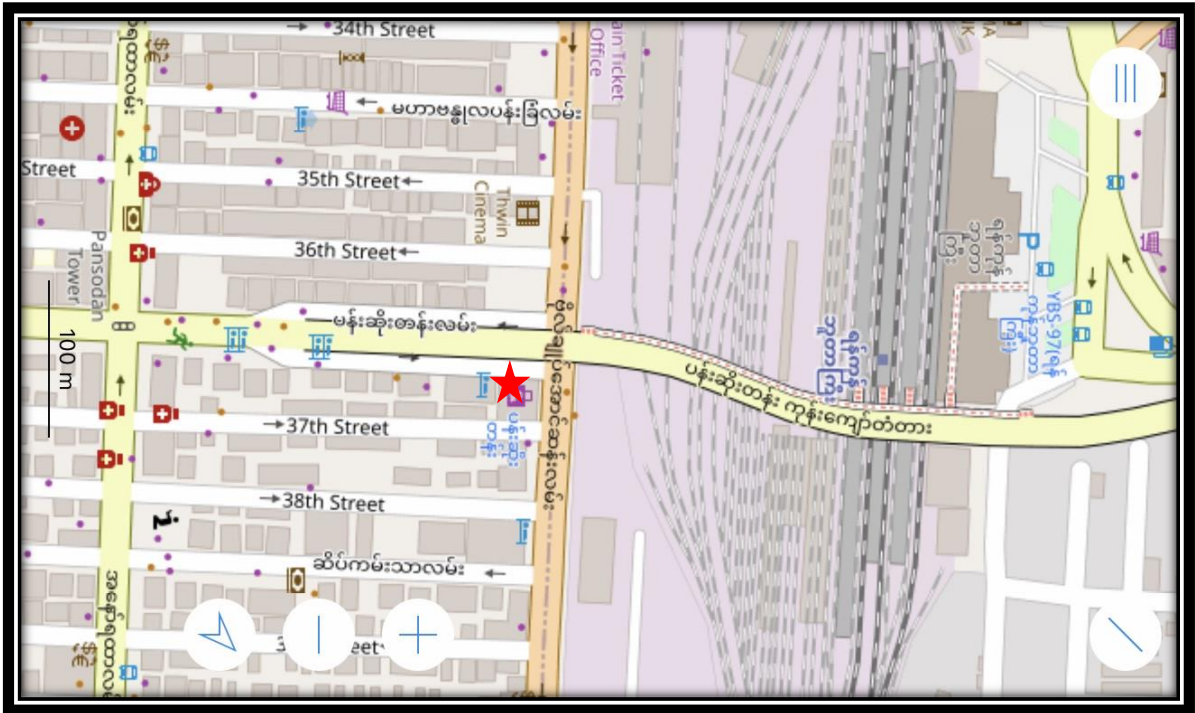
#### 7.2.4.7 ルビーマート (Ruby Mart)

場所：294/304, Corner of Bogyoke Road and Pansoedan Road, Kyauktada Township, Yangon

紹介：ルビーマートはヤンゴンのダウンタウン中心部に位置する中型スーパーマーケットである。食料品、衣料品、家電製品等を取り扱っており、正規品と模倣品が混ざって販売されている。主に地域住民の若年層から中年層にかけての女性客が多く、模倣品と分かっていても安さから模倣品を購入しているケースも多い。

客層：地域住民

ルビーマートのロケーション



出典：Open Street Map

ルビーマーケット正面



正規品、模倣品、中国製の格安製品が混ざって販売されている家電製品売り場



主食が米のミャンマーでは、炊飯器の需要は高い



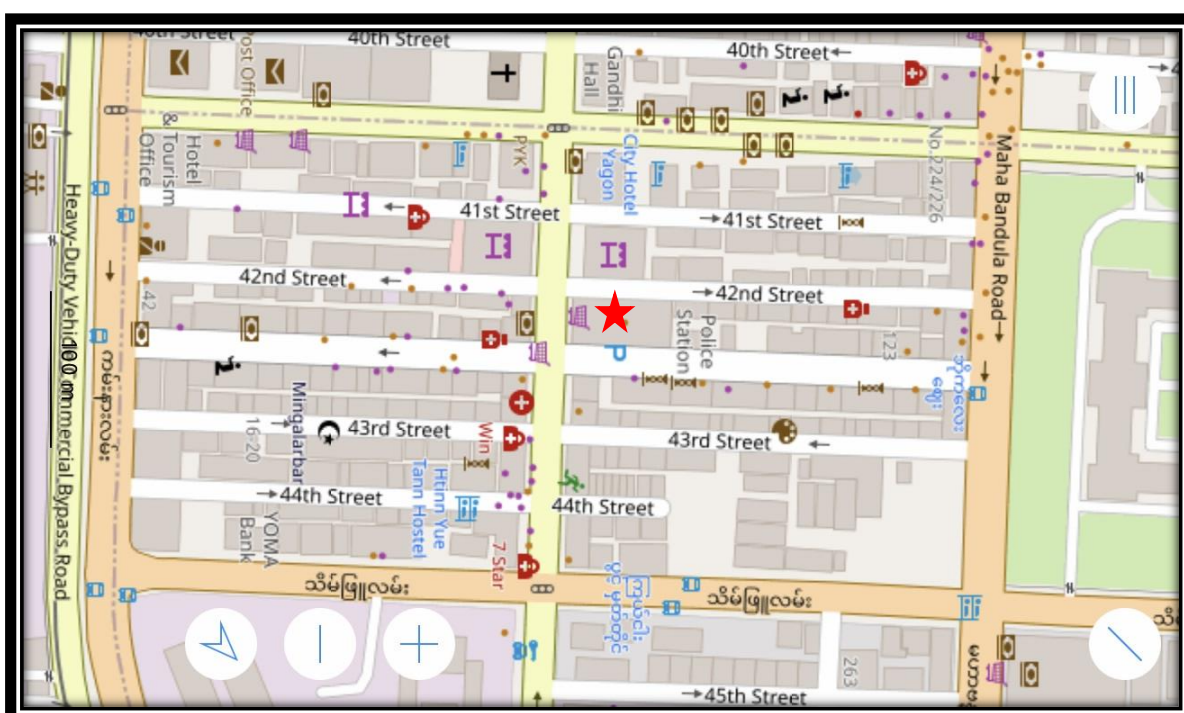
#### 7.2.4.8 ガモンプウィン・ショッピングモール (Ga Mone Pwint Shopping Mall)

場所：No. 460, Bogalay Zay Street, Corner of Marchant Road, Bothataung Township, Yangon

紹介：ガモンプウィン・ショッピングモールは、一般のローカル市場と違い比較的綺麗な中型ショッピングモールである。衣料品、靴、化粧品、一般家電等を取り扱っており、海外有名ブランドの商品を取り扱う店舗が多いが、模倣品も混在して販売されている。特に DVD、カバン、靴の模倣品が多く見られる。

客層：地域住民

ガモンプウィン・ショッピングモールのロケーション



出典：Open Street Map

ガモンプウィン・ショッピングモール正面



CD、DVD を販売するガモンプウィン・ショッピングモール内の店舗



海外 DVD のコピー商品も販売されている



有名ブランドを模倣したと思われるシューズ





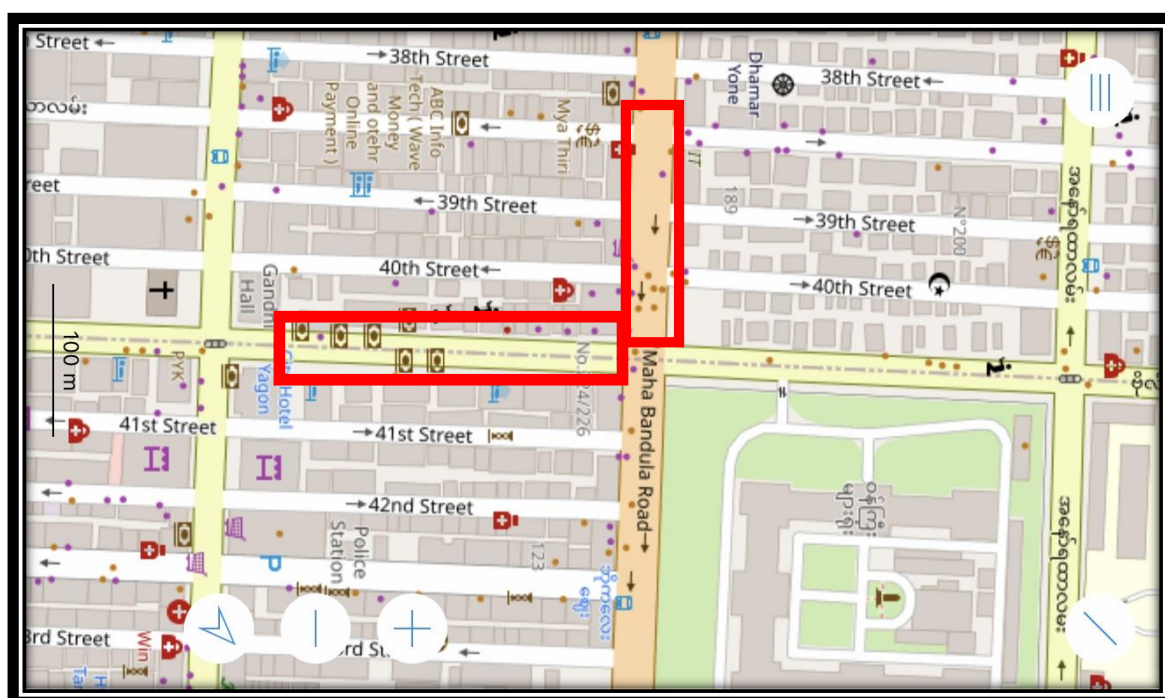
マハーバンドゥーラ通り・ボーアウンジョー通り (Mahabandoola Street・Bo Aung Kyaw Street)

場所：Mahabandoola Street & Bo Aung Kyaw Street, Kyauktada Township, Yangon

紹介：マハーバンドゥーラ通りとボーアウンジョー通りが交差するエリアには、携帯電話アクセサリーショップが軒を連ねている。携帯電話本体だけでなく、ケース、ヘッドフォン、充電器等の正規品、模倣品、中国製の廉価商品が混ざって販売されている。

客層：若年層地域住民

### マハーバンドゥーラ通り・ボーアウンジョー通りロケーション



出典：Open Street Map

マハーバンドウーラ通り・ボーアウンジョー通りの様子



有名ブランドを模倣したと思われる携帯電話カバーが販売されている





## 7.2.5 マンダレーにおける模倣品の消費実態

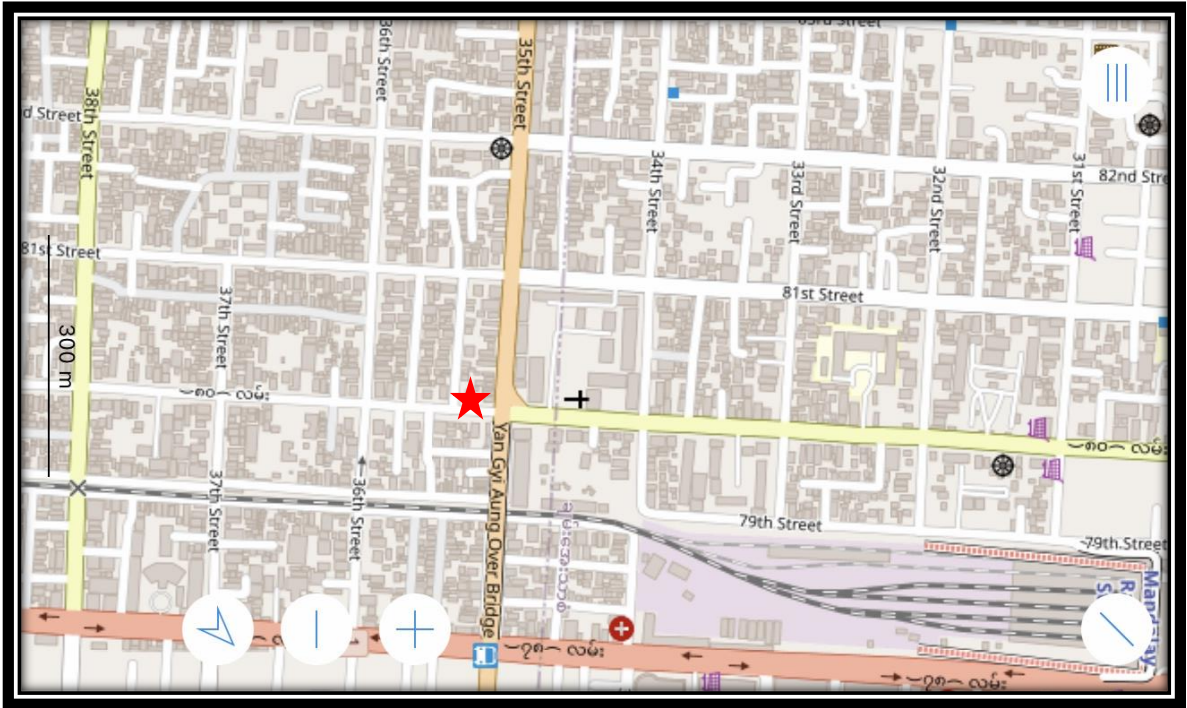
### 7.2.5.1 路面店舗 E

場所：Mahaangmyay Township, Mandalay, Myanmar

紹介：10代の若者の間で人気の有名な小売店である。腕時計、玩具、衣料品、バッグ、帽子等を販売している。ほとんどの商品が中国又はタイから輸入されており、非常に安価に購入できるが、その多くが模倣品である。

客層：10代の地域住民

ロケーション



出典：Open Street Map

店舗周辺



様々な衣料品や雑貨が安価で販売されている



腕時計売り場の様子



有名ブランドを模倣したと思われる腕時計



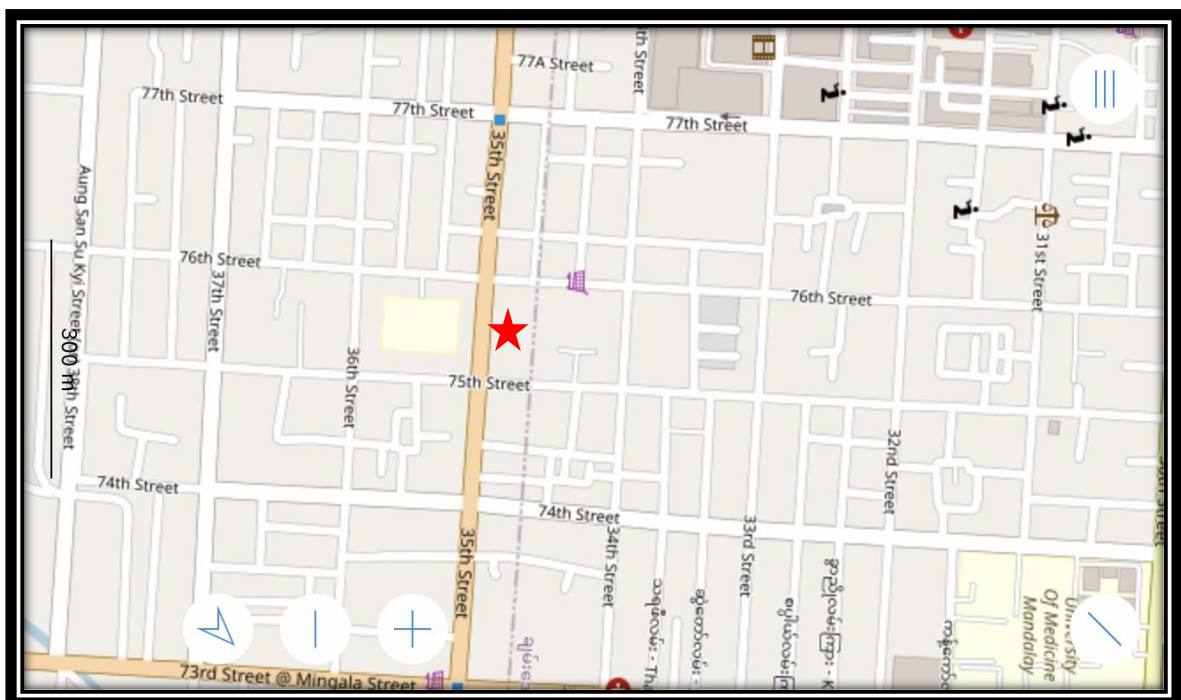
### 7.2.5.2 DVD ショップ (DVD Shop)

場所：35<sup>th</sup> Street, 75<sup>th</sup> & 76<sup>th</sup> Street, Chanayetharzan Township, Mandalay, Myanmar

紹介：この DVD ショップは大通りの 35 番通りに位置しており、看板も出ていない。映画、音楽ビデオ、テレビ番組等の DVD のコピー商品を販売している。また近隣の街の小売業者にも商品を卸している。

客層：地域住民

#### DVD ショップのロケーション



出典：Open Street Map

海賊版の DVD が販売されている





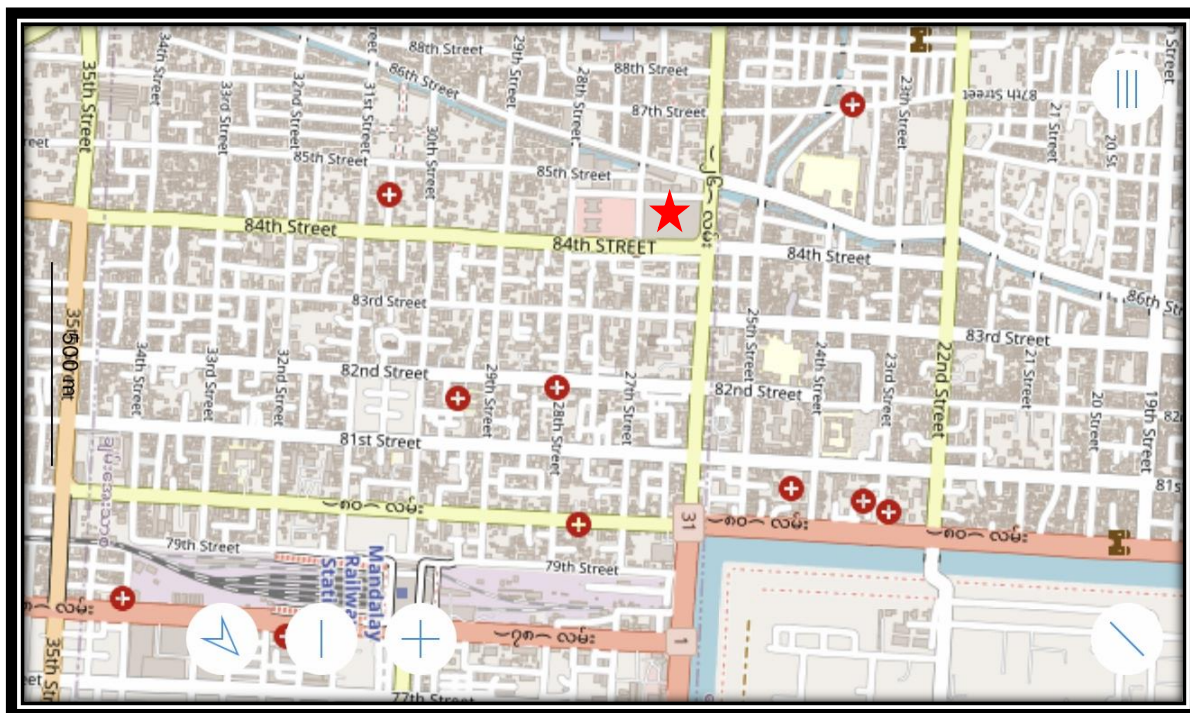
### 7.2.5.3 ゼージョー市場 (Zay Cho Market)

場所：Corner of 27<sup>th</sup> & 84<sup>th</sup> Street, Chanayethazan Township, Mandalay, Myanmar

紹介：ゼージョー市場は、ミンドン王統治下の1860年代に作られ、12エーカーもの広さを誇るマンダレー最大の市場である。ミャンマー及び海外から仕入れた様々な商品が販売されている。歴史的にも古く、最大の市場ということで地域住民だけでなく多くの観光客も訪れる観光スポットにもなっている。ここでは海外有名ブランドのコピー化粧品や衣料品が販売されている。なお、本調査時点では、新型コロナウイルスの感染拡大により全館休業している。

客層：地域住民、卸業者、小売業者、観光客

#### ゼージョー市場のロケーション



出典：Open Street Map

ゼージョー市場正面



新型コロナウイルス感染拡大の影響で、どの店舗もシャッターを下ろしている



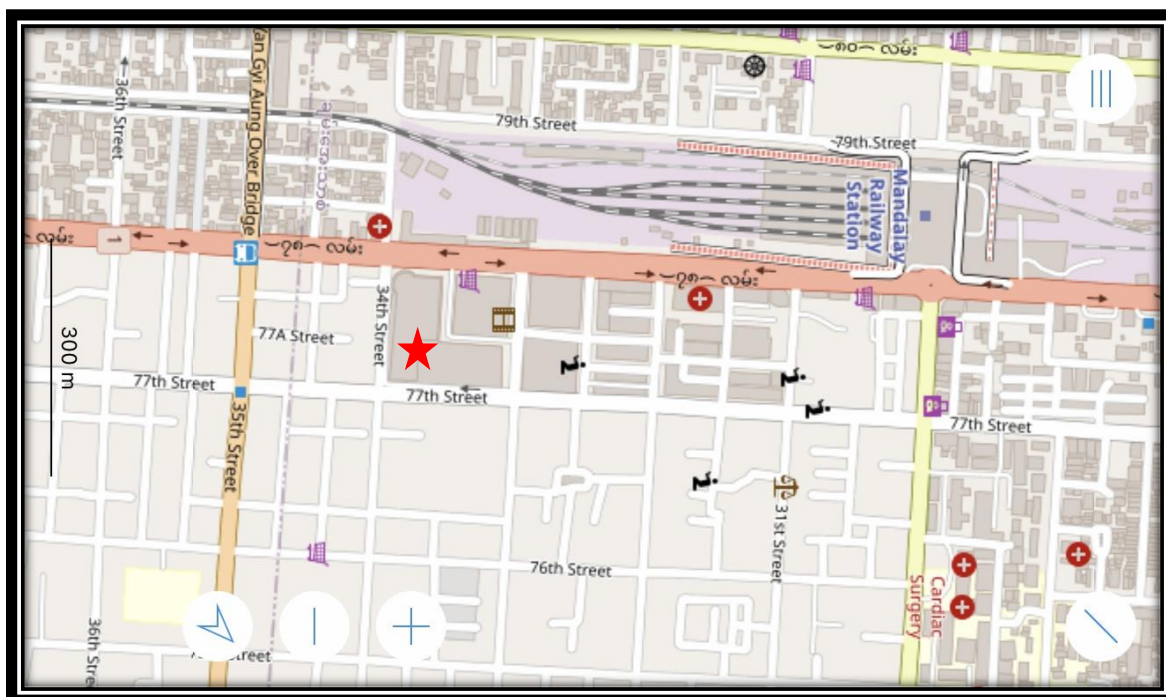
#### 7.2.5.4 路面店舗 F

場所：Chanayethar Township, Mandalay, Myanmar

紹介：小さな食品小売店である。商品のほとんどをタイと中国から輸入しており、模倣品も多い。販売されている商品の一部は、関税を払っていない不法に輸入されたものもある。

客層：地域住民、ほとんどが小売業者

#### ロケーション



出典：Open Street Map

店舗正面



店内の様子



有名ブランドの模倣品と思われる調味料も他の調味料と一緒に販売されている。



漢字やタイ語のラベルの商品が並ぶ



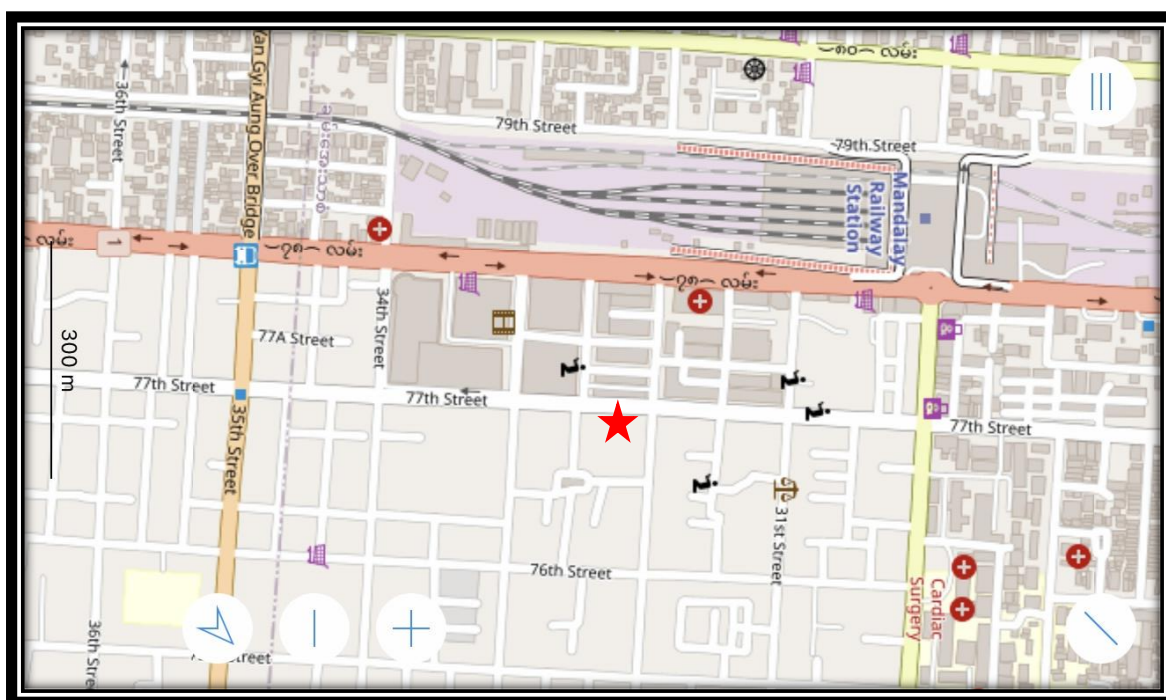
### 7.2.5.5 路面店舗 G

場所：Chanayethazan Township, Mandalay, Myanmar

紹介：マンダレー中心部にあるマンダレー最大規模のスポーツ用品専門店である。商品のほとんどが海外有名ブランドの模倣品であり、正規品に比べ半額以下の価格で販売されている。

客層：地域住民

#### ロケーション



出典：Open Street Map

店内の様子



海外有名ブランドのスニーカー模倣品が販売されている







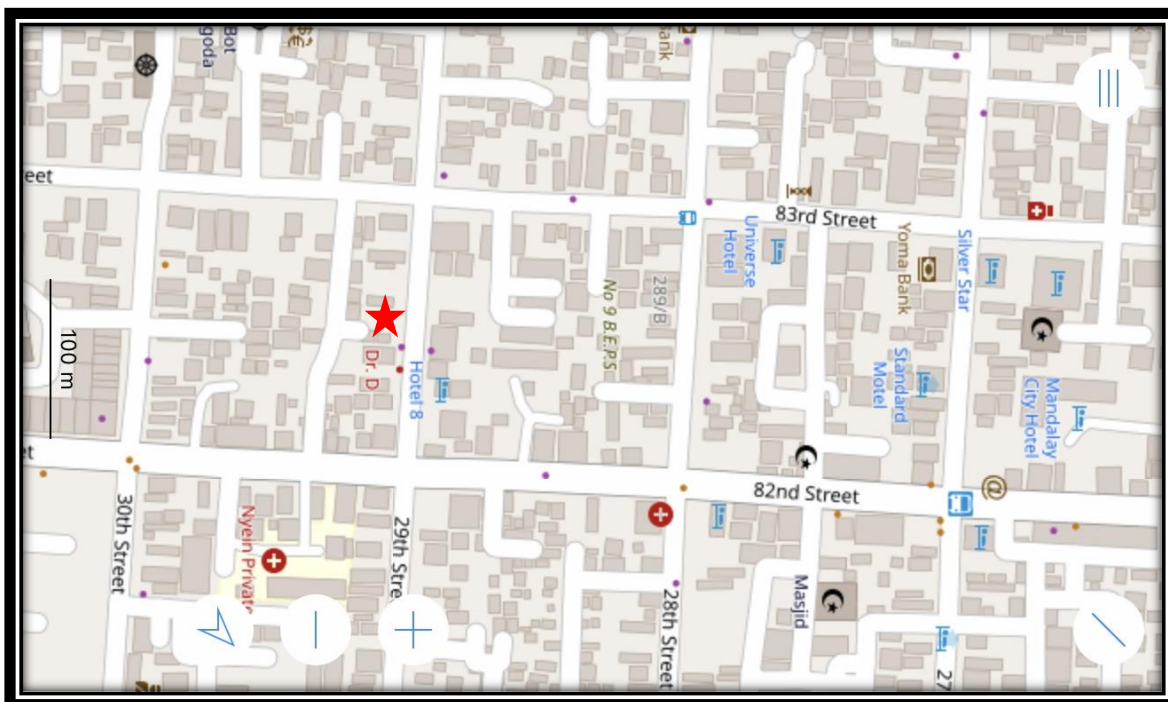
#### 7.2.5.6 路面店舗 H

場所：Chanayethar Township, Mandalay, Myanmar

紹介：男性用衣料品の専門店である。5階建ての建物で取り扱い商品は豊富である。正規品に混じって模倣品も販売されており、中国製の海外有名ブランドの模倣品が多い。

客層：地域住民（男性）

## ロケーション



出典：Open Street Map

## 店内の様子



### 海外有名ブランドの模倣品



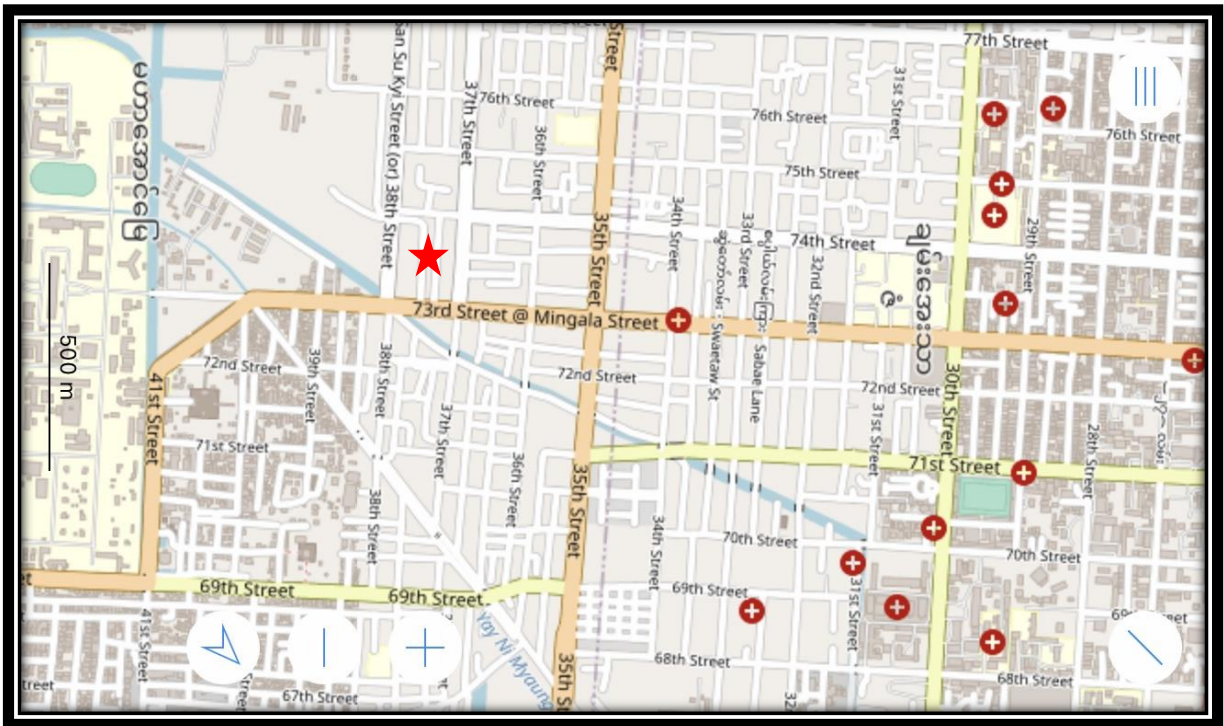
#### 7.2.5.7 路面店舗 I

場所：Mahar Aung Myay Township, Mandalay, Myanmar

紹介：複数店舗を持つ有名な携帯アクセサリーショップである。特に携帯電話ケースを多数取り扱っており、特に大学生等の若年層に人気がある。

客層：若年層の地域住民

ロケーション



出典：Open Street Map

主力商品の携帯電話カバーが多数陳列されている



有名ブランドを模倣したと思われる商品が販売されている



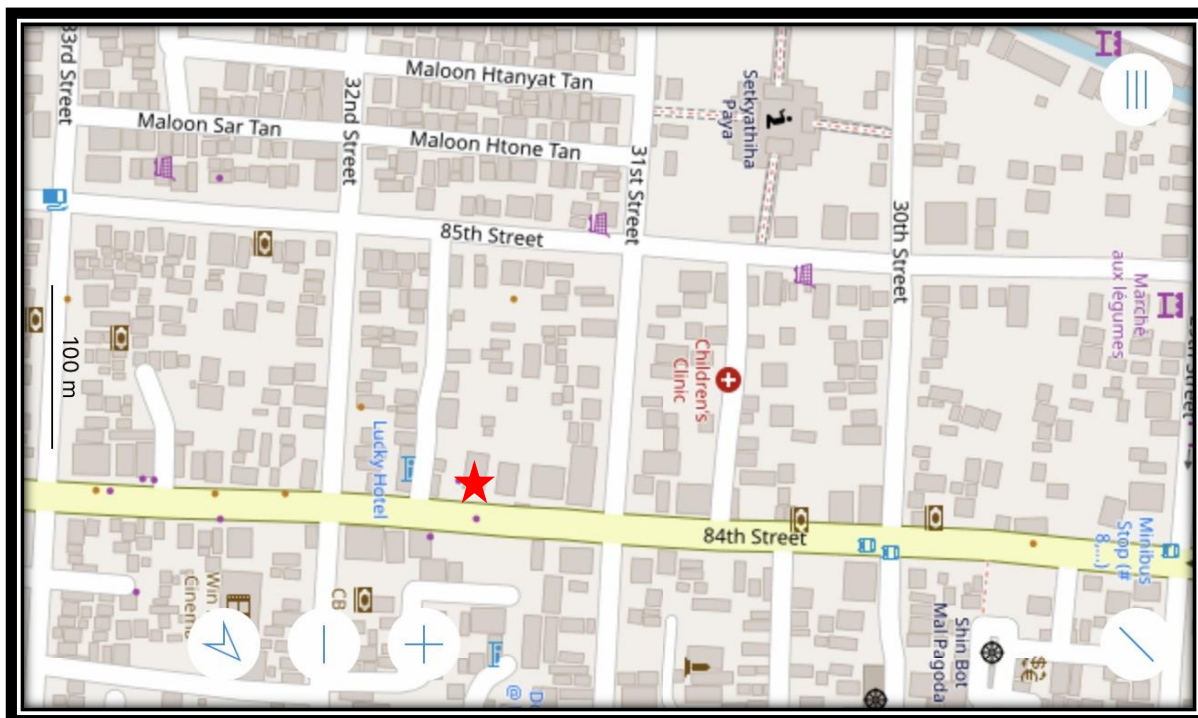
### 7.2.5.8 路面店舗 J

場所：Chanayethar Township, Mandalay, Myanmar

紹介：8階建ての建物の中に入っている家電量販店である。調理器具、エアコン、冷蔵庫、テレビ、コンピューター等が販売されており、正規品の中に模倣品も混ざっている。

客層：地域住民

#### ロケーション



出典：Open Street Map

エアコン、冷蔵庫売り場の様子



有名ブランドのロゴが付された炊飯器



## 7.2.6 ミャンマーにおける日本製品の模倣品（状況価格等）

本調査時点における日本製品の模倣品の販売状況については、一例として以下の通り確認することができた。

メーカー・製品名		販売場所	正規品 (MMK)	模倣品 (MMK)
1	(腕時計) G SHOCK - DW-6900CB-1D	ユナザプラザ (Yuzana Plaza) 場所：Tharyar Gone Ward, Banyardala Road, Minglar Taung Nyun Tsp, Yangon	136,000	10,000
2	(腕時計) CASIO - A159WGED-1D	ユナザプラザ (Yuzana Plaza) 場所：Tharyar Gone Ward, Banyardala Road, Minglar Taung Nyun Tsp, Yangon	77,000	12,000
3	(携帯電話・アクセサリー) Sony - MDR-XB95081	路面店舗 C 場所：Bayar street, Myaynigone Township, Yangon	50,000	13,000
4	(一般家電) 日系大手メーカー 類似のロゴを付した コーヒーマーカー	ユナザプラザ (Yuzana Plaza) 場所：Tharyar Gone Ward, Banyardala Road, Minglar Taung Nyun Tsp, Yangon	42,000	21,000
5	(一般家電) 日系大手メーカー 類似のロゴを付した アイロン	ユナザプラザ (Yuzana Plaza) 場所：Tharyar Gone Ward, Banyardala Road, Minglar Taung Nyun Tsp, Yangon	19,500	8,000
6	(化粧品・医薬品) SKII- Facial Treatment gentle cleanser	路面店舗 C 場所：Bayar street, Myaynigone Township, Yangon	95,000	3,300



7	(化粧品・医薬品) SKII - Facial Treatment Essence	路面店舗 K 場所：AyeYar Gate, Thudhamma Road,North Okkalapa, Yangon	95,000	3,200
8	(オートバイ) 日系大手メーカー 類似のロゴを付したバイク	路面店舗 L 場所：8×9 St Thar San Tsp, 76th St, Mandalay, Myanmar	6,000,000	1,100,000
9	(食料品・飲料) AJINOMOTO	路面店舗 N 場所：Thu Dhama Road,North Okkalapa Township, Yangon	1,200	500
10	(スポーツ用品) ASICS Tigger Runner	ユナザプラザ (Yuzana Plaza) 場所：Tharyar Gone Ward, Banyardala Road, Minglar Taung Nyun Tsp, Yangon	65,000	19,500
11	(スポーツ用品) Yonex racquet Voltric DG	路面店舗 O 場所：Pansodan Street, Kyauktada Township, Yangon, Myanmar	65,000	30,000

※ 1 MMK = 約 0.08 円 (2021 年 1 月現在)

#### 7.2.7 模倣品使用に伴う損失及びリスク

例えば消費者が模倣品を使用することにより負傷したといった模倣品使用に伴う損失、リスクが顕在化した事案は、本調査時点では見当たらなかった。

## VIII. 現地で行われている啓発活動

現地での啓発活動として、新聞広告で模倣品の購入についての注意喚起を促したり、自社HPにおいて自社製品の模倣品が流通していることについての告知を行う方法がとられている。

### 8.1 啓発活動例①

模倣品の購入に注意喚起を促す新聞広告を掲載した例。2020年10月1日のミャンマー知財庁ソフトオープン日に合わせて掲載された。

模倣品の部品は品質が劣ること、正規品のメリットとして安全性、信頼性があり、保証があることなどを紹介している。また、本田技研工業が所有する商標を掲載し、許可なく使用することが違法であるとの警告を行っている。



出典：The Mirror Dairy, 2020年10月1日

### 8.2 啓発活動例②

偽造されたロゴシール及び会社名が印刷されたシールが貼られた模倣品のエンジン発電機が大量に流通していることが確認されたとして、消費者に注意喚起を促す告知を自社HP上に掲載した例。

模倣品の使用による故障や損害については一切の責任を負わないこと、正規代理店の連絡先、模倣品の特徴等を掲載している。

## News Archive

### Beware of Counterfeit Denyo Products in Myanmar

Apr. 17, 2019

Thank you for using Denyo products.

We have recently confirmed that a large number of engine generators are circulating in Myanmar bearing a fake **Denyo** logo sticker or with a sticker printed with the name of a company that sounds as if it was a Myanmar-based affiliate of Denyo, even though these generators (hereinafter referred to as "counterfeit products") are not produced by Denyo.

Some of the dealers handling these counterfeit products use the name of Denyo on their websites and as part of their domain names and their account names on social media, or place Denyo's logo, advertising images, product images and factory images in large numbers on their websites and social media sites to present themselves as if they are part of the Denyo Group or are authorized distributors and dealers. However, we have never granted these dealers permission to make such presentations, and they have no relationship with us. Denyo has no subsidiary or affiliated company at all in Myanmar.

Counterfeit products do not meet our quality standards. We accept no liability whatsoever for any trouble or safety issue involving your equipment as a result of your use of any counterfeit product.

For your safety, and to avoid inadvertently acquiring a counterfeit product, we ask you to be sure to purchase only from the authorized Denyo products distributor when purchasing any Denyo product in Myanmar.

Please note that we accept no liability for any failure or damage arising from your use of any counterfeit product. Thank you very much for your understanding.

#### [Authorized Distributor of Denyo Products in Myanmar]



Company name: Ever Seiko Co., Ltd.

Address:

Yangon: No. 6 Shwemalar Yeik Mon, Bayint Naung Road, Kamayut Township.

Phone: 01-515036, 01-501049, 09-783777515

Mandalay: No. 12, Road 78, Between 33-34 Road, Chan Aye Tharzan

Phone: 02-72575, 09-441001541, 09-402598219

Service Hot Line: 09-766650088, 09-76665009

#### [Counterfeit Products in Myanmar]

The characteristics of counterfeit Denyo products that have been confirmed to date include:

出典 : [https://www.denyo.co.jp/english/news/2019\\_0417/](https://www.denyo.co.jp/english/news/2019_0417/)

## IX. ミャンマーにおける模倣品に対する企業の対策事例

JCCM 会員企業模倣品実態調査アンケートでは、調査対象企業 433 社のうち、模倣品について「弁護士を使う等の方法で警告書の送付、裁判所への申し立て等の民事上の手段を採った。」という回答を行った企業は、1 社のみであった。同社の事案の概要は以下のとおりである。

日系メーカーの事例：

同社のアイロンのコピー商品が、地方の販売店で販売されていることが判明した。当該製品は、ロゴが完全には一致しないものの同メーカーのロゴと類似し、パッケージ、意匠等も同社の製品をコピーしたものであった。当該模倣製品の品質を確認したところ発火の恐れもあったため、当該販売店に対して、地元弁護士を通じて販売を止めるように警告状を送付し、その結果、当該販売店での販売は止まったものと思われる。当該製品の製造場所の詳細は判明しないものの、中国から輸入されたものと思われる。

また、別の日系メーカーのロゴを付した製品について、警察による摘発、輸入販売業者に対して刑事裁判の後、有罪とされた例が存在する。

## X. 模倣品が流通している（侵害された）企業に対するアドバイス

ミャンマーにおいては、現状では模倣品に対する取り締まり等はほとんど行われておらず、一般市民の意識としても、正規品と模倣品の区別を認識していない面がある。そのみならず、取り締まりに当たる税関等においても、正規品と模倣品の区別を十分にすることができてない実態があるといえる。

このような状況の下では、日本企業としてまず求められることは、模倣品流通の実態を調査すること、積極的な情報発信を通じて、消費者に対して正規品と模倣品が異なること、模倣品を使用することが何故良くないことなのか、模倣品を使用するとどのような被害を受ける可能性があるため、これを自ら使用したり、他人に勧めたりしてはいけないのかを平易な言葉で説明することが求められるといえよう。

ミャンマーに流通している模倣品の多くは、隣国の中国、タイ等で製造されたものと思われ、JETRO、JICA を中心に行っている模倣品対策プロジェクトへの協力等を通じ、税関の対応力向上を行うことにより、隣国からの模倣品の流入を防止することが期待される。具体的には、JETRO が行っている真贋判定セミナーへの参加を通じて、税関担当者に正規品と模倣品の判別方法をレクチャーし、自社の模倣品の摘発につなげることが考えられる（真贋判定セミナーは、今後も実施が予定されているので、詳細については JETRO に照会されたい）。加えて、2021 年前半の商標法の施行を皮切りに、知財 4 法が相次いで施行される予定である。これにより制度面での充実が期待され、またミャンマー人の模倣品への意識も向上して

くることが期待される。

## XI. 管轄機関の連絡先

### 商業省

名称: Department of Intellectual Property (Nay Pyi Taw)

住所: Office No. 52, Nay Pyi Taw

電話: 0673 430 571

Email Address: [ipdept.policyandplanning@gmail.com](mailto:ipdept.policyandplanning@gmail.com)

名称: Department of Intellectual Property (Yangon)

住所: No. 228/240, Strand Road, Pabedan Township, Yangon.

### 警察

名称: Criminal Department

住所: Office No. (8), Nay Pyi Taw

電話: 0673 412005 (Myanmar Police Force)

### 税関

名称: Intellectual Property Right Section

住所: No. (132), Strand Road, Kyauttadar Township, Yangon

電話: 01 391435 Ext: 150 (Public Relation Section)

Email Address: [mcd.ygn@mptmail.net.mm](mailto:mcd.ygn@mptmail.net.mm)

※

特許庁委託事業

ミャンマーにおける模倣品流通実態調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI 総合法律事務所ヤンゴンオフィス

※ 本調査報告書中の写真で注記の無いものは HIS ヤンゴン支店撮影

2021 年 3 月発行 無断転載禁

本冊子は、2020 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI 総合法律事務所ヤンゴンオフィスが作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright(C) 2021 JPO/JETRO. All right reserved.